

平成 25 年 3 月 19 日（火曜日）

平成 25 年度予算審査特別委員会会議録

（第 4 日目）

平成25年3月19日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（13名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	阿部建君	山内昇一君
	山内孝樹君	星喜美男君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	鈴木春光君	三浦清人君
	西條栄福君	

欠席委員（1名）

委員 及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼 出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
復興事業推進課参事兼 用地対策室長	佐藤孝志君
町民税務課長	阿部俊光君

保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原みよし君
公立志津川病院 事務局長	横山孝明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤知樹君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤勝助君
事務局長	阿部敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤徳憲君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	高橋一清君
------	-------

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
------	------

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

午後1時25分 開会

○委員長（菅原辰雄君） 皆様、こんにちは。午前中、小学校の卒業式に出席ということで、本日も午後からの開会となりました。委員各位には、本日も慎重の中にも活発な委員会となるように期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席委員は及川 均委員となっております。

昨日に引き続き、議案第36号平成25年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

4款衛生費に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、予算科目ページ数をお示しの上、行ってください。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 80ページ、負担金補助及び交付金の太陽光発電、これについて質問いたします。

国と県の太陽光に関しては、補助金が前からあったと思うのです。これに関して、今回この大震災で、太陽光設置に当たって町のほうからも補助金が出されるということなんですけれども、なかなか、きのう課長が説明した150万円というのは、結局太陽光の分だけで、蓄電器とかその辺を入れると、前だと300万円ぐらいかなというような感じで私は思っていたんですが、今現在、とりあえずここに上がっているのは20基分です。240万円。この申請が今現在どれぐらいあるのか、その辺の数をお聞かせください。

あとは、82ページ、13委託料、ごみ処理場関係とか、あと灰関係ですね、その辺の動きがあるわけなんですけど、とりあえず前のほうから、ごみ処理分収集委託料、ごみ処理運搬料、あとその辺、委託料とか含めてこの分だけで大体9,000万円ぐらいになるんですけども、きのう課長が説明された焼却灰等埋立委託料、この辺が気仙沼市のほうへ委託、保管されていると。そして、その次に説明されたのが一般廃棄物で積込料委託料、この辺が今度は気仙沼から町へと。そして、最後に、これの関連で82ページの13工事請負費、この部分でまた廃棄物保管施設設置工事ということで1,400万円ですか、この辺も何かこういったごみの動きの分があると思うのですが、この3つの関連性ですね、この辺説明お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、まず第1点目の太陽光発電システムの補助でございますが、実績といたしますか平成24年度今現在の実績でございますが、5件の申請がございま

す。もう既に工事が終了しておりますのが2件で、あとの3件につきましては今月中に実績報告が出てくる見込みになっております。

それから、2点目のごみ処理の委託料関係でございますが、この間ご説明申し上げましたけれども、従来、気仙沼市のクリーンヒルセンターのほうで、当町の可燃性のごみの焼却を契約によって委託していると。その際発生いたします焼却灰につきましては、気仙沼市クリーンヒルセンターから、これまでですと直接青森県の三戸町にありますウィズウェイストジャパンの最終処分場のほうに運搬して埋め立て処理を行ってまいりました。

それが、三戸町の処理場のほうから、放射能の問題が出てから受け入れがストップされているということで、期間がどれぐらいになるかちょっと予測がつかなかったものですから、当分の間、気仙沼市さんのほうの最終処分場のほうに暫定的に一時預かりの形で処分をお願いしていたと。これは契約にはございませんので、暫定的な一時預かりという形でのお願いでございました。

それが、なかなか受け入れ先、三戸町も含めましてそれ以外の最終処分場のほうも、従来委託しております業者等を通じまして、いろいろ受け入れの打診を行ってきた経緯がございますけれども、今日に至りましてもなかなか明確な受け入れ先からの回答が得られていないといった状況でございます。これ以上気仙沼市さんのほうに、暫定預かりといえどもどんどんふえてまいりますのでご迷惑をかけられないということで、新年度になってからですけれども、町内のクリーンセンターのほうに一時保管施設を設置いたしまして、気仙沼市で発生した焼却灰を一旦持ち帰りまして、町内に保管をしながら、なお受け入れの再開であったり、あるいは新たな受け入れ先を探す努力を続けながら、当分の間一時保管をしておく。そのために、2つ目の積み込み業務の委託料につきましては、気仙沼市から南三陸町に持ち帰るための運搬の経費、それから工事請負費につきましては、クリーンセンターのほうに一時保管場所として施設を設置するための工事費を計上させていただいたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 それでは、太陽光エネルギーについて再質問させていただきます。

5件の申請があつて、2件は終わって、3件が今進んでいると。でも、この5件という数に関しては、この震災でクリーンエネルギー、何とか自分で電気を確保しようという、こういう動きだと思うのです。こういった動きに対して5件、今後も出てくると課長は想定しているのでしょうか。

なかなか、太陽光発電といってもお金がかかるので、とりあえず建物だけ建てて、後でとい

うような形の方もいると思うのですが、とりあえずそういった面では、太陽光設置に関してはまだまだ町民も消極的なのかなど。しかしながら、今回の大震災によって、やっぱり自分で何とかしなければならないと。自立して自分で何とか電源を確保するために動いていると。少々のお金がかかってもそういった状況にしたいと、それは皆さん思っていることだと思います。そういった関係からも、この後で震災復興ということでまた50基分ですか、この辺の出てくるという、50基例えば出てくるということを町のほうで想定して、この後この50基分の予算というのはとっているのでしょうか。これが始まってまだ半年ぐらいだと思いますけれども、その推移の中で間違いなく進んでいるということの想定から、行政のほうではこれをふやしたか、その辺確認させてください。

あと、今、企業誘致がどんどん進められておまして、東松島市メガソーラー、ある企業が、こういった太陽光発電に関して我が市に来て何とかしてくれないかと言ったら希望があって、そのメガソーラーは間違いなく今後進んでいます。町のほうに今そういった形でそういった企業誘致、そういった声はないのか、この辺お聞かせください。

あと、焼却灰関係なんですけど、町長が常々子供たちには自立・自活ということを言っているんですけども、なかなか町の焼却炉に関しては、焼却炉がダイオキシンの関係で使わなくなってから結構年数がかかっているんですけど、一時期ゴルフ場跡地に焼却炉というような話が出ましたが、こういった形で毎年お金が焼却に関しては出て、そして運んだ、持ってきたとか、今後も含めてそういったことがあると思うのですが、その辺の焼却炉、とにかく環境整備というような形で、新しい町をつくるための環境整備として、国のほうでもそういった事業資金があったら、できればごみ焼却場を本格的にやるような町の考えは、その辺ないのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） まず、1点目でございますが、実績が5件という中で、25年度は地球温暖化対策の部分、一般分でも20件の予算計上をしております。このほかに復興費のほうでもというお話をしておりますが、委員おっしゃるとおり、この制度が当町で始まりまして半年ということでございまして、まだまだPRも今後していかなければならないと考えておりますが、実際、今回この実績にございますのは、ほとんどの世帯が一般、もともと住宅があった中でというか、特別今回の被災の住宅再建でない方々も多いような状況でございます。

復興のため住宅再建支援という意味合いも見ているわけでございますけれども、そちらにつ

きましては、今後、高台移転が進むに従いまして住宅の新築が進んでいくと。それにあわせた中で、本来の地球温暖化防止対策、あるいは当町で復興計画にもございますけれども新エネルギー等の導入の推進、そういった観点から普及の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。したがって、何件ぐらいというはっきりとした予測まではまだ立ててはおりませんが、今後ますます拡大していただろうと、そういった見込みに基づいての計上でございます。

それから、焼却炉ということでございますけれども、なかなかこの焼却炉につきましても計画をしても一朝一夕に設置ができるものでもございませんし、当面、当町では外部への委託という形でこれまでも進めてきておりますが、今後につきましては、この復興計画にあわせて今検討しているのがごみの減量化、それから資源化に向けた取り組みということで、現に平成24年度事業で実証実験のほうも導入しております。そういう中で、なるべくごみを出さないのももちろんですが、出たごみをいかにして資源化して、最終的に焼却であるとかあるいは埋め立て処分であるとかそういったほうに、処分に回す分を少しでも減らすと、そういった工夫をこれからさらに重ねてまいります。そして、ごみの焼却施設がなくても、何とか町内で資源を循環する中でごみの減量化等々を推進していきたいと、そういった計画を今考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） メガソーラーの関係のご質問でございますけれども、定置の利用に関しては広大な敷地を使いますので、メガソーラーの誘致というのも一つの方策だと思います。震災後いろいろな事業者の方がお見えになって、一定の提案もされた経緯もございましたけれども、それ以降、具体の一步進んだ話にはまだ進んでおりませんので、現段階ではまだメガソーラーに関しては白紙といった状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何かそういった事業に関しては町は消極的なのかなと。お金がないので、資金がないのでできないというような形の言いわけにしかとれなくて、今いろいろな事業が町で展開されている中で、企画課のほうでいろいろな事業に対しての予算のとり方があると思うのですが、何かそういった方法の中に、そういったメガソーラーに関してでも、あとはそのほかの焼却炉に関しても何か方法があるのではないかなというような形は思うのですが、その辺ぜひ町のほうで本気になって、自分の町のごみは自分で焼却をするぐらいの気持ちに立って私はやってほしいと思います。

あと、今課長が話していた資源ごみ、それは確かに間違いない方向でこれから進むと思うのですが、資源ごみが出て必ずごみは出ます。結構の量が、ごみの部分が多いと思います。生ごみを再生とかいろいろあと資源ごみ、缶とかあと発泡スチロールとかありますけれども、ごみはごみとして出るものですから、ごみ処理のほうを真剣に考えてほしいと思います。

あと、今後、災害公営住宅が高台移転とともに建っていきますが、公営住宅に太陽光でもって発電の、そういった方向性の考えはないのか。

あと戸建てに関しても公営住宅というような形がありますので、試験的に戸建てのほうにも設置して、その辺の電気がどのように回転して、年中通してどういった電気の動きでもって電気が幾らぐらい取れて、蓄電がどのくらいできて、どの辺が売電できるかといった面を確認するためにも、入谷地区に戸建ての公営住宅が建ちます。そこにぜひ設置して、この太陽光エネルギーの必要性を、南三陸町ではこういった形でやったということで、その辺も町の復興に対してのアピール度につながるのではないかなと思います。その辺の災害公営住宅に関しての太陽光パネルの設置、その辺を町のほうで考えてないのか。

焼却炉に関しては、課長が話したようにまだまだ、とりあえずほかの町の委託すると。今後、南三陸町がどうなるかわかりませんからね。基本的には。今つくってもしょうがないという判断をするのではなくて、あくまでも復興に向けてこういった焼却炉もつくって、新しい町に生まれ変わったということを町外に示して、多くの支援に応えるためにもこういった活動はしていくべきだと思うのですが、町長どうでしょう、この辺。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 災害公営住宅への太陽光の設置ということで、以前にも同様のご質問がございました際に回答させていただきましたけれども、いわゆる一住戸の設置というふうな形になりますと、その世帯への収入という扱いになるという見解が示されておりますので、それぞれの部分、いわゆる一般的に生活している部分へのそういった太陽光の部分は難しいのかなと思います。

ただ、共用部分、例えば外灯でありますとか集会所の部分でありますとか、そういった部分については課内でも検討しているところでございます。その部分が共用施設に一定の部分で効果を発揮、期待もできるようですし、ただ、今後のランニングコストあるいは更新時期のお金の考え方、そういったものもありますので、その辺も含めて検討させていただいているところでございます。

ちょっと答弁が漏れていましたけれども、それと、例えば集合住宅タイプの部分には、そう

いった共用部分に使えるような仕組みをとる部分もありますが、もう一つ発想を変えて、屋根を貸すという考え方もできるということで、これは公営住宅だけではなくて、いろいろな公共施設の全般的な考え方にもなると思いますが、そういった部分も含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ごみの焼却炉の関係ですが、もともとの考え方を説明させていただきますが、ダイオキシン問題が発生しましてから、以来煙突の数を減らすと。どういうことかといいますと、広域処理をします。24時間稼働するというのが大前提で広域化を図っていくと。その中で、ごみの集約をどうするかということで、県が仲介をしまして、登米、気仙沼、そして南三陸町と、これで一つの焼却場をつくらうかということで、何年になりますか、5年ぐらいになると思いますが、それからいろいろ種々検討してまいりました。

しかしながら、今回、先月ですか会議ありまして、登米はもう自分たちでつくるということになりました。気仙沼は今の炉をまだまだ使うということの判断が出ましたので、ある意味我々とすれば、従来気仙沼市さんをお願いしておりましたが、今後ともそういった気仙沼市さんに委託するというふうな考えで我々としては考えていきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 県でのそういった動きというのは、なかなか私たちには伝わってこない部分があるので、登米市さんは自分たちでやると。しかし、南三陸町に関しては気仙沼市さんの焼却炉を使ってやると。そういった形で佐藤 仁町長は考えているということだと思います。でも、やっぱり自分たちのごみですので、自分たちで責任を持って焼却するぐらいの気持ちでもって、こういったごみ処理にかかわっていけばいいかなと私は思います。

あと、共同部分の屋根にソーラーを設置する。そういった形の事業をやる人を募って、そこにのつけられればいいなというような発想、こういった発想でいくのもいいんですが、今回の大震災で1カ月間とりあえず電気が来なかったという現実、今後何が起こるかわからないので自分たちで何とかしようと、そういった気持ちも私は必要だと思います。

企業に至っては、そういったことを想定して蓄電器、町でもそうなんでしょうけれども、発電機をもう準備して、1週間はこの発電機でもって水も電気も全部やるんだというような、それぐらいのことを企業が考えています。自治体だったら、その辺を町民サービスとしてやるべきだと私は思います。何とかそういった方法を模索して、町のほうでは住民生活第一、被災が起こったときに何かをする、何かを行政サービスとしてする、その辺の施設ですね、

そういったものを確立しておかないといけないのかなと思います。今後とも何かいろいろな面で予算を持ってきて、そういった事業に行政にはどんどん充ててほしいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 傍聴の申し出があり、これを許可しております。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 最初に、きのうお話が出ました庁舎建設の関係なんですが、復興交付金でもって建設が可能だというような説明がありまして、29日に通達といいますか通知といいますか、これいつの、1月29日ですか。2月。ことし2月29日あったべか。（「28日」の声あり）28日ね、書き直します。わかりました。

ということで、平米当たり31万円、坪90万円、1人当たりが35.3平米というような内容でありました。これは、建物が今の言った面積というようなことだと思うのですが、土地の購入それから造成費については復興交付金の中に含まれているのかどうなのか。建物だけなのか。造成費、購入費が入っているとすれば、これは急いで算出といいますか計算して国のほうに上げてやらなければならないんですよね。その辺の考え方がどうなっているのか。きのうは東地区ということで、町有地なのか個人の山なのか、その辺がちょっとわからないのですが、目安といいますか見当つけている山はどこ山なのか。これは、あくまでも購入という目的でしょうね。その辺のところです。

それから、総合支所の関係ですが、歌津のですね。町長、何かきのうだと各団体ともいろいろな協議しながら検討していく、協議するみたいな話をされたんですが、なに産業団体とかそういった団体の方々との協議ですか。具体的にどういった団体とお話し合いを進めて、どの場所ということで目的を持って進められると思うのです。この決定時期、この場所にこのくらいの坪数、これぐらいという決定する時期はいつころなのか。復興交付金をいただくからといって、5年も10年も待ってもらえないと思うのです。期間があると思うのです。復興交付金を支給されるまで。だから、その辺きちっと早目に打ち出しておかないとまずいのではないのかなとの思いで今質問しているんです。それで、いつごろその歌津総合支所については場所を決定するのか。そして、どれぐらいの大きさでお考えなのか、その辺のところをお聞かせください。

2つ目は、今、前者が焼却灰の質問をしましたが、私も焼却灰について前の本会議でも質問していたので、25年度の予算で工事請負費で1,400万円、それから積込委託料で654万円と、その内容はわかりました。問題なのは、1,400万円をかけて一時保管施設を検討式ですから建

設といいますか設備を整えるわけですが、その1,400万円をかけたスペースといいますか、何か月ぐらいあるいは何年ぐらいためておくスペースなのか。将来的に5年も10年もというわけではないと思うのです。多分、最終処分場を見つけるまでの間の量だとは思いますが、目安も今のところないと思うのです。目安というか、交渉はしているんでしょうけれども。今後、これからも。ただ、なかなか難しいのかなと。といいますのは、今、震災瓦れきの焼却をしていますね。それが終わらないと、各自治体の灰の運び先というのは出てこないのかなという感じするんです。

この間、町長は、登米市、栗原市の方が来たから、震災瓦れき、要するに業者さんが県から請け負った焼却した灰を持って処分してもらおうと、受け入れてもらおうというのが栗原市、登米市なんです。ところが、町長は「ありがとう」と議会の中でも感謝を申し上げた。業者さんがやることはありがたいで、町の出してきた灰のやり場がないと今心配しているのです。だから、町長も今度は、業者さんが処分する灰のありがとうはいいんだが、この町で出る灰のやり場を今度考えなければならぬのではないですか。私はそう思うのです。だから、課長にばかり語ったって課長も大変だ。気の毒でわからない。だから、町長として、この町で出た灰の処分、最終処分場をいつごろまでにめどをつけてやるおつもりなのか。当面の間は、1,400万円かけて置き場所も確保したからいいだろうという考えでしょうが、これも満杯になればどこにやるのか。それまでに果たして最終処分場、灰をやるところが決まるのかどうか。その目的でやられるのかどうかですね、町長の考え方をお聞かせください。

それから、産業廃棄物、戸倉地区の産業廃棄物。これいつでしたか、3月8日の定例会本会議、午前中に私も質問に立ちました。県警の捜査も終わって、排出者、捨てた業者の特定はできなかったということで、「結果的には町が処分しなければならないことになっているので早く処理したほうがよい」と、そんな発言していました。そうしたら、「処理に当たって協議をしながら検討していく」という答弁でありましたが、県警の捜査が終わったのは12月の7日前です。県警の捜査が終わったのは、12月7日前に終わっているんです。去年の。あれから何か月、3カ月以上過ぎているんです。ですから、県警の捜査が終わって、町のほうでは排出者が特定できないから町で処分しなければならないということはわかっていたわけです。それから3カ月しても処分しないでいるんです。「何を」という質問をしたら、砂とか土とかまざっていると。だから、それを調査しなければならないみたいな、選別とか、そんなお話でしたので、そうならいつまでかかるんだろうなと思うのです。1週間もかからないで選別とかというのはできるのではないですか。25年度の予算にそれを処分する予算が出

てくるのかなと思って見ていたんですが、一切出てこないですね。いつ処分する予算を出すんですか。その辺いつまで放っておくんでしょうか。その辺です。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先に庁舎の予算関係といえますか補助の関係でございますけれども、昨日建物については申し上げましたが、用地取得費と用地造成費の部分でございますが、用地造成費については、震災前の敷地面積部分は助成対象ということで来ております。ただし、用地造成費は別ということでございますので、この部分については津波復興拠点整備事業でそういった補助メニューがあるようでございますので、私の次に復興事業推進課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 概略の考え方については今総務課長申し上げたとおりでございます。志津川の東地区に予定しております津波復興拠点整備事業、住宅地もあわせて造成をするんですが、その中に公益的施設用地ということで病院の敷地の造成と考え方は同じでございます。交付税を入れますと全て復興交付金の中でそのほかは賄われるということで、敷地の造成まで計画しているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 総合支所の整備の関係でございますけれども、現在すばらしい歌津をつくる協議会と内々ご相談は申し上げている途中でございます。新年度に、今回予算にも入っておりますけれども、プロジェクトマネジメントの事業委託で、コンサルタント業者等も入れながら何点か場所を選定しながら、ある一定の造成事業費も算出しながら検討していきたいというふうに考えてございますが、具体的にいつそれまでというのは今この場ではなかなか申し上げられないのですけれども、25年度中には一定のポイントを絞っていききたいというふうには考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 焼却灰の関係でございますが、ご案内のとおり、今お話ありましたようにまだ確定していないということでございます。ちょっと経緯をお話ししますが、これまでご承知のように担当課長がお話ししていますが、ウィズウェストジャパンを介して三戸町のほうにずっとこれまでお願いした経緯がございます。残念ながら震災後に、半年、6月、7月かな、震災から4カ月後に三戸町さんにお邪魔をさせていただいて、焼却灰の受け入れをお願いに行きました。その際は、町長さんから「わかりました」と、これまでもおつき合

いがあると。どうしても風評の問題、放射能の風評の問題で、8月から3月までは受け入れてもらったのですが、4月以降につきましては住民の理解というものがあましてなかなか難しいというお話で、そこで途切れました。

その後、気仙沼さんに何とかお願いをしてこれまで来たんですが、残念ながら気仙沼さんもある意味容量がございますので、これ以上はちょっと難しいというお話でございますので、我々もそれ以上の迷惑はかけられないということで、現状として今三戸町さんもそうなんですが、また違う山形のほうにもそういった受け入れということで現在お願いをしているという状況でございますが、いずれもまだちょっと、いつまでに再開、委託のめどが出るかということについてはなかなか明言ができないというふうに思いますが、いずれ担当課を含めまして、我々もその辺についての受け入れ先についてはいろいろ誠意を持って当たっていきたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、保管施設のスペースといたしますか、何年ぐらい見込んでいるかということでございますが、焼却灰のほうにつきましては今気仙沼市さんと調整中でございますけれども、おおむね1年半ぐらいの期間で預かり分は全部運搬を終了するような計画で、それに見合った施設を建設予定でございます。ただ、もちろんその前に受け入れ先が再開、あるいは新たに見つかればそちらのほうへの搬出が始まりますので、それは今後の交渉努力によってその期間は変わってくるというふうに考えております。

それから、戸倉地区の産廃処理でございますが、この分につきましてはかねてよりお話申し上げておりますけれども、宮城県の廃棄物対策課あるいは震災廃棄物対策課、関係機関の指導を受けながら、あとは庁内の関係各課で協議を行いまして、なるべく早い時期に処理計画を立てまして、処分できるような方向で今考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 予算につきましては、まだ処理の計画ができておりませんので、その処理計画に基づいて、必要に応じて補正予算にて対応したいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 1番目。そうですね、造成費というのが、これは震災前の面積というのは建物の面積のことを語ったのですか、造成費ですか。造成面積ね。（「土地の面積」の声あり）土地の面積、造成する面積ですね。そうすると、土地の購入費も見てもらえるということで

すね。私が心配していたのは、また土地を借りて高い地代金を払って何十年とやるのかなと思って、そればかり心配していたの。購入しないと復興予算というかこれは認めてもらえないんですよ。だから、購入という目的でやられるなどは思っていたんですが、安心しました。そうすると、間違いなく購入して町がそれを造成すると。そして、造成するといひますか面積が震災前の面積だという解釈でよろしいんですか。もっと多くやるんですか、面積は。造成する面積というのは。その辺のところどうなんだかね。

それから、それは本庁舎のことでしょうから。これは、町有地ですか個人の土地ですか、見ているのは。まだ発表できない。まずい。それから、個人から買う単価ですね。個人だとすればね。できれば、町有地というのはないんですか。東寄りというか。あの辺には町有地なかったんですかね。あくまでも個人のが欲しいわけ。買いたいわけ。その辺。

それから、歌津の総合支所も、震災前の面積、震災前の建物の規模は認めてもらえるんですよ。そうすると、今はすばらしい歌津をつくる協議会の方々と協議をしながら場所選定を進めていると。それが25年度中には大体めどがつくというお話ですね。それが間違いのないのであればいいんですがね。早目に。

そうすると、この復興予算、役場庁舎建設に当たる造成費から土地の購入、これいつまで期間を見られていますか。これ以上過ぎたのでは支給しませんよ、復興交付金として出しませんよという期間というのは、2月28日の段階で出てきておるんでしょうか。出ていない。だから、これ心配なのね。「いやいや期間切れてしまっでできないでば」となられるのが恐いの。だから急いだほうがいいということなんです。その辺のところ、もしわからないのであれば確認する必要があると思いますよ。私これ大きい問題だと思いますので。ぜひ今からでもいいです、休憩して聞いてください。これ委員長ね、委員長。

○委員長（菅原辰雄君） はい。

○三浦清人委員 はい頑張って。なかなか大事なことから、今の段階でわからないというから、聞かないとわからないというから、休憩しても聞いてもらって、私たちに安心させていただきたいと思うのです。

それから、灰を気仙沼市から持ってくる。そして、スペースにストックしておく。1年半ぐらいの面積はつくるということです。だから、1年半のうちにぜひつくりたいとまずいですね。また場所ありますか。その後スペース確保。また、これも別な山を買って造成しなければならぬとかってなりませんか。それが心配なのね。見通しとすれば、この震災瓦れきは今業者さんがやられています。ここ戸倉地区、あるいはこれから気仙沼小泉、あの灰が

終わればある程度の見通しというか可能性というか出てくるのではないのかなという思いはしているんです。あと1年あるいは1年半ぐらいすれば見通しがつくのかなという。これは、新しい最終処分場をお願いというのは無理です。新しい施設には。既存でやられている処理場でないとなかなか受け入れてもらえない、そんな気持ちがあります。ひとつ頑張って町長探してください。大変です。町民の方々が、「あとごみを出すな」なんて語られると困りますからね。捨てる場所がないから、焼かれないからということになりますとね。そういうことです。

それから、課長から質問して答弁するの、毎回同じような答弁で大変気の毒でいるんです。延びているというか、私ずっとお話を聞いていると、延びているんでなくて延ばしているようにとられてならないのっしや。その処分を、処理を。何があるんだかなと。延ばしている原因は。何を目的としてずっとやっているのかなという感じがするんです。何も問題ないと私は思うのです。今調査するといったって、カドミウムとかヒ素が含まれているかどうかという調査するわけではないんですから。砂とか土とか選別するだけでしょう。前にも言ったように、トラックにドンと積んで、ブーっと走って、処理場にボンと持っていけば簡単な話なんですよ。なぜこんなに延ばしているのかなと、それが不思議でならないの。何かあるんでしょうか、延ばしている原因は。

それで、実際課長今出ている産廃何トンと語ったべ。出ているのは。排出された数量。前にもちょっと聞いたかと思うのですが。今シートか何かかけて置いているんでしょう。現状を私どもまだ見たことがないんです。見に行ってみますか。見られると困りますか。であれば、一度みたいなの思っているんですが、どういった状況であるのか。まずいですか。困りますか、見られると。そう。であれば、一度、委員長、見ておいたほうがいいのかなという感じがするんです。委員長は見たことありますか。ないでしょう。なくてしゃべれないからね。だから、本当に実際に土とかなんかがあって、これだけ処理が延びているのかということになるわけですから。なぜそんなに延ばすんだろうと、不思議でならない。

もう既に、先ほども言いましたのは、12月7日前には県警の捜査が終わっていると。排出した業者は特定できないと。排出した業者が特定できないのであれば、所有者である南三陸町が処分をしなければならないということが法律でうたってあるわけですから。だから、すぐボンと車に積んで、ボンと捨てればすぐに終わりですよ。なぜこれまで延ばしているのか。3カ月過ぎても。何のせ、かんのせと理屈をつけつけ。だから、何かがあって延ばしているとか思えないということになってくるんです。そうでしょう。私の言っていることがおか

しいですか。一般社会通念から考えてそうではないですか。そういうことで、委員長、もしものときは、どんなような状況になっているのか。産廃。トン数何トンと言いましたか、今出ているものは。（「2,300」の声あり）2,300トンというのはどれぐらいなものだかわからないけれども。見ないことにね。ひとつ委員長、そういうことでお取り計らいしていただけますか。その廃棄物を見るような。

○委員長（菅原辰雄君） その前に答弁、総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 庁舎の用地関係でございますけれども、先ほど申し上げましたのは用地取得費、震災前の庁舎の用地分面積については補助対象になりますと。（「建物の面積分」の声あり）いやいや庁舎の敷地面積分は、新しく庁舎を建てる場合にはその面積分は補助対象で見られます。それから本庁舎の分、造成費については、先ほど言いました津波復興拠点整備事業で、こちらのほうはそれで事業を行う。それで、支所のほうなんです、津波復興拠点整備事業は支所のほうはございませんので、この部分は単費になろうかというふうに思います。取得費については、先ほど言いました支所の敷地面積部分の面積は取得できますけれども、造成費は別途なるのではないかというふうに思っています。

それから、庁舎の補助制度といいますか震災復興特別交付税の対象になったというのは、各自治体から、被災を受けた自治体から、とても庁舎を単費ではできないというような要望があって、総務省のほうで今年度の25年2月に、そういった震災復興特別交付税の対象にしますよということで設けられた制度でございます、当面25、26年に予定があるかということについては、うちのほうでは未定というふうに答えておりますので、この部分については、制度としては当分の間、庁舎が建てられるまで続くのではないかというふうに思っています。この補助要綱にいつまでという期間がございませんので、期間がないということについては、制度としては各被災市町村の要望は出しておりますので、それが済むまで補助対象として見られるというふうに理解してございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 戸倉地区の廃棄物の件でございますが、何回もお話し申し上げて同じこととおっしゃるかもしれませんが、今現在とにかく宮城県震災廃棄物対策課とも協議をしております。といいますのは、そもそも廃棄物が掘り出されたというのは戸倉の二次処理施設の造成工事、そのときの土取り工事の際に発生したということでございまして、その震災廃棄物対策課に委託をして行っている事業の関連ということもございまして、宮城県と申しましたのは震災廃棄物対策課、それからそもそも産廃の所管でございます廃棄物対

策課、そちらのほうと、それから町といたしましては当然環境対策課も入りますけれども、土地の所有者であります総務課、それから、もともと土取りに関係しておりました復興事業推進課と、そういった関係課のほうで処理の方法ですね。

とにかく、ただ全部2,300トンをそのまま処分場に持っていきやり方もあるかもしれませんが、その中に含まれている廃棄物だけを処分しても、そういったいろいろな方法があるかと思しますので、それによってかかる経費がかなり違ってまいります。したがって、その辺の今掘り出してある2,300トンの中に含まれている実際最終処分までしなくてはならない廃棄物と、それから土砂であったりそういったものをふるいにかけていろいろな作業の工程があると思しますので、そのきちんとした処理計画を立てた上でないと費用のほうも算出はできないし、そういった処理方法でいいのか、あるいはこういった方法が一番合理的なものか、それらについての検討を十分行っているために今日まで至っているということでございます。

ただ、県の廃棄物対策課からの指示によりますと、とにかく現場の清潔の保持は継続して行ってくださいと。掘り出したものは処分してくださいということですが、早急にとということではございませんので、現場を保存しながら、なるべく早く処理計画を立てて処理をしてくださいと。そういったことでございますので、別におくらせているわけでもございませんし、そういった関係するそれぞれの意見を聞きながら調整を進めているというところでございます。

それから、掘り出した廃棄物の山でございますが、前に議員さん方が現地のほうを視察された際に、これがこの部分、これがこの部分と逐一ご説明は申し上げなかったとは思いますが、あのとき皆さんがごらんになった土を掘り下げた場所、それを前にしまして、左手にこんもりと盛り上がっていた山がこの廃棄物を掘り出した部分でございます。皆さん現場でバスからおりて、お立ちになったらすぐわきです。10メートルも離れていないぐらいの場所の山が当該廃棄物の山でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長、それでは、三浦委員から「現場を見ては」ということが今出されていますが、今行って見ても全然わからないという状況ですか。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 現場はその当時のままに、そのままになってございますので、もちろんだなたでもごらんになれる状態ではございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員、そういうことで現場確認は後日、何かの機会にとということでいかがですか。今、環境対策課長からの説明があつて、以前に行ったときと大した変わり

ないということなので、きょうはこのまま委員会を進めたいと思いますけれども。（「そんなこと語るんなら休憩してさ、そして話し合いしたらいいんでないの」の声あり）わかりました。

それでは暫時休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時41分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 再開いたします。

環境対策課長、産廃処理の方法について答弁をお願いします。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは処理ですけれども、何度も申し上げるようでございますけれども、この産廃の処理につきましては、県の指導を受けながら町の関係各課で協議を行って、なるべく早い時期に処理計画を立て、適正に処理したいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 具体的にいつごろまで処分する予定ですか。というのは、今回の予算で出てこないですから、多分補正か何かで組むと思うのです。処理費。そう余り長くならないうちにやっていただきたいというふうに思うのです。何ですか、先ほど早急には言われていないけれども、なるべく早く処理をなささいという県からのご教授ですか、言われているような話なんです。早急となるべく急いでとどう違うんだか、解釈のいろいろ。

それから、役割分担といいますか処理する分担割合というのはないんですね。そのところがちょっとひっかかっているんです。庁内で、復興のほうとあるいは対策課のほうと協議をすると。その費用の分担割合を協議するのか、その辺どのようになっているのか。そこをきちっと出してもらって、それからいつごろまでに、なるべく早くというのは今さらのことでないんですから。3カ月もたっているんですから。3カ月もたって、なるべく早くなんていう答弁ないですよ。

私この件に関しては何度も話しているんですから。何で今ごろになってそういうふうな答弁になるんですか。最初に出たときにそういう答弁しなかったんですか。誰かにそう言えと言われたんですか。だめですよ。ころころころころ変わったんでは。ぶれるということは、そこを語るの。ぶれるというのは。ぶれてだめっさ。町長初め皆さんの一言一言が、町民の方々みんな聞いているんですから。一旦しゃべったこと、考えてやったこと、これは責任を持ってもらわなくて困る。ぶれたんでは誰を支援していいかわからなくなってくる。そういうことです。

はっきりと具体的に、どういうわけで3者だか2者の協議をしなければならないのか。処理方法。そのことをきちっと。そして、いつごろまでにやると、そのなを出してください。そうしないと、私もまた同じことを質問しなければならない。その辺いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 内部の各課の分担ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、そもそも産廃が掘り出されたときに、関係している事業を行っていた主管課でございます環境対策課であれば、災害廃棄物処理事業の造成にかかわっております。それから、復興事業推進課であれば、高台移転候補地のその造成工事にかかわっていると。それから、総務課は土地の所有者ということでございまして、処理をこれから進めるに、計画を立てるに当たりましては、ですから、処理方法等なかなかどういった方法が一番合理的なのか、あるいはこれまでそういった関連する事業がございましたので、そういった事業の中での関連事業としての扱いができないのかとか、そういった部分をいろいろ県のほうからも指導いただきながら、内部で処理の計画を立てていきたいということでございますので、その処理の方法によりまして、処理の期間につきましても、あるいは費用の概算につきましても、その時点にならないとなかなかはっきりしないということでございますので、今は具体的な協議をなるべく早く設定いたしまして、その計画もなるべく早く立案して、それに伴いまして、期間、それから処理方法、費用等が決定することになりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長の立場としては、そういう答弁しかできないのもわかっております。仕方ありません。町長、今まで課長の答弁をお聞きになっているかと思うのですが、最終判断は町長でありますから、今課長お話しなれるように、事業を推進するために復興事業推進課ですか、それと財産管理の総務課、それから環境対策課と協議ということですが、いずれにしても、何ぼ協議をしても、町が処分をしなければならないということになっているわけです。何ぼ協議しても。結果的には。最終的には。これ誰もその処理費を出しませんよ。町しかないんだから。だから、簡単な話なの。町がこの処分をするのに予算をつければ、すぐに処分できるということになっているんですから。なぜそんなに延ばすのかということです。何があるんですかということなの。何もなければすぐ予算出てくるでしょう。私は、この25年度の予算に出てくるもんだと思っていましたよ。出ないから言っているんです。であれば、いつごろの、例えば来月、この25日ですか、臨時会を開くというような予定があるというのは。それに

出るのか、あるいは来月の臨時議会までに出すのか。補正予算として。何も協議することない。あるいは今県からの指導って、県が何も指導しませんでしたとなれば何じよするんですか。何もしないと思いますよ。県のほうでもこの問題が取り上げられたようですけども。何もあと指導ないですよ。町が予算つけるだけです。なぜ延ばすんですか。延ばす理由を聞きたい。延びる理由。その辺がちょっとおかしいんだね。町民がわかりやすいように、納得できるような町長答弁。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 特段に意識して延ばしているって、そういう意識はございません。いずれにしても、先ほど課長お話ししましたように内部調整を進めておりますので、それが整い次第進めていきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費、85ページから97ページの細部説明を求めます。農林参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） それでは、5款の農林水産業費につきましてご説明をいたします。

予算書は85ページの1項農業費でございます。1目農業委員会費2,417万円、これは委員会活動に係る経常経費でございます。

続きまして、87ページの2目農業総務費3,100万円ほどでございますが、これは人件費でございます。

3目の農業振興費1億9,500万円ほどでございますが、主なものにつきましては、88ページの19節負担金補助及び交付金の園芸特産重点強化整備事業1,200万円ほどでございます。これは、県3分の1、町6分1、合わせて2分の1の補助率によりまして、菊の生産拡大を図るための予算でございます。

それから、予算額の最も多い被災農家経営再開支援事業交付金でございます。1億5,000万円ほどでございますが、被災農地の瓦れきの撤去、それから水路清掃、草刈り事業などを行うもので、被災農家の生活支援事業であります。昨年の規模とほぼ同規模で事業量を見込んで計上いたしております。

続きまして、89ページの4目畜産業費でございます。14節の使用料、土地借上料30万円ほど計上してございますが、これは汚染牧草の管理に係る土地使用料を計上させていただきますし

た。

5目の農業農村整備費1,700万円ほどの予算でございます。主なものは、90ページお開きいただきます。中山間の直接支払交付金1,200万円ほど計上しております。これは、平成24年度とほぼ同額というような状況でございます。

続きまして、91ページの2項林業費でございます。1目の林業総務費は625万円ほどでございます。人件費でございます。

2目の林業振興費でございます。6,800万円、前年対比で2,600万円ほどの増額となっております。その要因といたしましては、12節の役務費、91ページの12節でございますが、これは1行目と3行目の費用が、フォレストックの認定を維持するために毎年かかってくる手数料関係を計上してございます。

中段の管理登録料につきましては、昨年度販売して残った全量に対して、販売先が見つかった場合に備えて必要経費を計上させていただいております。

92ページをお開き願います。委託料でございます。主なものは、4行目の町有林保育作業委託料1,900万円でございます。前年対比で1,300万円ほどの増額となっております。補助事業を活用して、下刈り、間伐、除伐などを進めて、森林の整備を進める計画でございますが、それに加えて、今年度は、3町歩ほど新たに造林する予算を計上させていただいた分で増額しております。

それから、19節の負担金補助及び交付金、下から2行目の南三陸材促進事業補助金は、地元木材を活用して新築した場合の補助金といたしまして、上限額50万円として15件分を計上させていただきました。

それから、一番下の分収林分収交付金でございますが、歳入でもご説明をいたしました、分収林組合4団体の山林面積21ヘクタール、材積2万2,000石ほどの売り払いに係る分収交付金を見込み額として計上させていただきました。以上でございます。

○建設課長（三浦 孝君） 続きまして、3目林道費でございます。林道の管理費用を計上させていただいております。今回、工事請負費、昨年より200万円ほど増額をさせて計上させていただきます。

○産業振興課長（佐藤 通君） 93ページ、3項の水産業費でございます。1目の水産業総務費、25年度は6,005万4,000円ほど計上させていただいていまして、前年度と比較しますと756万8,000円ほど減額になっておりますが、これは、この目から漁業集落排水事業特別会計への繰出金があるんですが、その分が減っているというそういう関係でございます。

次に、94ページの2目水産業振興費でございます。ここも前年度と比較いたしますと142万8,000円ほど減っておりますが、実はこの中で、95ページの19節負担金補助及び交付金のところで漁業近代化資金利子補給金がこのぐらい減っております。といいますのは、被災した関係で、ほとんどがこの漁業近代化資金は船の建造あるいは装備に係る分の利子補給なんでございますが、これが被災した関係で繰上償還されたとか、あるいは無利子のものに借りかえられたとかということで、近代化資金からはほとんど今はございまして、新たに船をつくっている場合も今は個人の所有ではございまして、近代化資金がかなり利子補給が減っているという、そういうような現状でございます。

それから、その下の水産業振興対策事業補助金700万円でございますが、これはアワビの稚貝放流に係る分でございますが、現状では、今のところ現時点でどこから買ってくるかというそのめどは立っておりませんが、新年度におきましてどこからか、とにかく手に入れて放流できれば、その事業費の一部を補助したいと、こう考えて計上させていただきました。とりあえず私のほうは。

○建設課長（三浦 孝君） 次に、95ページ、3目の漁港管理費でございます。昨年と比べまして154万4,000円ほど減額となっております。これにつきましては、震災により工事中断した部分の国庫補助金の返還が昨年度ございましたので、154万円ほど、今回ございまして減額となっております。

次に、4目漁港建設費でございます。13委託料、用地測量業務委託料、それから登記等業務委託料を計上しております。これにつきましては、災害復旧事業に該当しない防潮堤の建設に伴うものでございます。箇所的には、石浜、田ノ浦、稲淵、荒砥、平磯、津の宮、藤浜、長清水、寺浜でございます。予定している面積につきましては6.7ヘクタール、筆数は111筆を想定しております。

それから、96ページ、17公有財産購入費でございます。先ほど申しました防潮堤の用地購入に係る経費でございます。

その次の5目、さけます資源維持対策費でございます。名前のとおりサケ・マス、いわゆるサケのふ化事業に係る経費でございます。

11目の需用費195万円のうち180万円は、地下水をくみ上げるポンプの電気料を見ております。

それから、14節の使用料及び賃借料に関しましては、ふ化場の敷地の借り上げでございます。

次に、6目海洋資源開発推進費でございます。これに関しましては、前年度と比較しまして182万4,000円ほど増額になっておりますが、これは使用料等がふえた関係でございます。

使用料等のほうにまいりまして、97ページの14節でございますが、ここに使用料でその他使用料とございますが、これは海洋資源を調査するために潜る関係があるんですが、その際の潜るときのボンベのレンタル料と、それから大きいのが用船料です。船を雇い上げて出ますのでその用船料と、それからこの施設のプレハブの賃料でございます。その分が、魚市場の裏側に仮設のプレハブを設置しておりますが、その賃料でございます。

それから、18節の備品購入費に関しましては、調査のために潜るための撮影用機材ですとか潜水機材、それとプレハブに入れるペレットストーブを購入するという、そういう備品購入費でございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、5款農林水産業費の質疑に入ります。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 衛生費を取り逃がしたものですから、農業振興費の中から質問をいたします。

まずもって、88ページ、農業振興費の19節の中から被災農家経営再開支援事業交付金ということで、先ほど担当課長から瓦れきの撤去が主だということなんですけれども、この場所、つまり被災面積等々あるいは戸数といいますか、そういうものとか瓦れきに主に使う、1億5,000万円ですから相当な金額だろうというふうには思うんですけども、この辺いまいし、地域とか場所とか、あるいは栽培まではいかないべね。復興。再開ですから、この文言からすると栽培の地目は何なのかというようなことも当然伺ってよろしいかと思しますので、その辺お願いしたいと思います。

それから、92ページ、林業振興費の中から19節、この中で分収林の交付金ということで4団体、さらには21ヘクタールですか、そういった細部説明がございましたけれども、この辺をもう少し詳しく知りたいし、それから、分収林の契約内容、それから造林計画もあったように聞いたんですけども、その辺をひとつお聞かせいただきたいなというふうに思います。

さらに、93ページの林道費の中の15節工事請負費の中で400万円ほど計上されてあるんですけども、町単独の林道をつくるということですが、この場所、それから距離、面積等々をお聞かせいただきたいなと、そういうふうにとりあえず3問お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 農林参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 88ページの経営再開事業の事業内容につきましてご説明を加えさせていただきたいと思います。

まず、この事業ですけれども、農家の方々がたくさん被災をされて、営農を再開するまでの期間大変時間的にかかるということで、その間、農家の方々が農地の復旧や保全活動をするこ
とで生活の支援をしましょうという、そういった事業でございます。したがって、実際は
農作物を生産する活動まではこの事業の中では範囲とされておりませんので、ご理解をいた
だきたいと思います。

今年度は、この予算としましては国から交付金が出るわけですが、田んぼで215ヘクター
ル、畑で190ヘクタールをその事業の対象といたしております。これは、沿岸部の被災した、
浸水した農地の全ての面積を対象としております。全てから除かれるとすれば、遊休農地とし
て今後全く営農の見込みがない土地面積は除かれるということになりますが、原則そういった
ことでございます。

予算規模が非常に大きいものとなっておりますが、今年度24年度の実績の状況から推して推
察いただければと思うのですが、今年度24年度で実施した分で、実績で1万2,691人ほどの労
働をいただいております。延べ人数です。実人数では190名ほどで、これらの方々に1日当
たり1万円の労務費としてお支払いをさせていただいております。予算との差額分につきましては
は、その作業をするための資材購入に係る部分、あるいは運搬費などに係る部分というふう
にご理解をいただきたいと思います。そういった事業ということでご了承いただければと思
います。

続きまして、92ページの分収林の事業の内容、内訳につきましてでございますが、歳入のほ
うでも若干ご説明をさせていただいておりますが、分収林組合は大上坊、それから五日町の
一伸会、小森の新和会、それから伊里前下区と4つの分収林の団体でございます。山林につき
ましては、大上坊と一伸会が米広の山林、それから小森の新和会は大沢、伊里前の下区は弘川
のそれぞれ分収林の皆伐、全伐を行って、売り払いを行うという計画でございます。全量で2
万2,700石ほどの材が出る見通しでございます。これを売り払いまして、町と分収林組合との
分収率は、町が2、分収林組合が8の割合でそれぞれ分収林するという計画でございます。

それから、造林計画というご質問の文言がございましたが、そちらは委託料、上の同じペー
ジの委託料の中の町有林保育作業委託ということで1,900万円ほどの予算を計上してござ
います。その中の事業項目の一つとして造林を行う計画でございます。植える場所は、24年度に伐
採した分収林跡の大沢地区の山に3ヘクタールほど植林する計画としております。以上でござ
います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、93ページ、林道費の工事請負費でございますけれども、新設改良を予定していただけてはなくて、現在ある既存の林道の補修費として400万円計上させていただきますところでございます。今、手元にある資料では、樋ノ口線と立沢線を予定しております。そのほか残りの部分につきましては、これまでどおり通常の維持管理業務で必要な部分ということで計上しているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 るる説明があったわけなんですけれども、まずもって被災農家経営再開支援ということで、何ですか瓦れきの撤去というと、まだ瓦れきが済んでいない分が多分にあるわけですか。瓦れきの分は、大体回って見るとなくなっているんでないかなというふうには思うんですけども。基礎というかコンクリ部分というか、そういったものはおくられているけれども。そういうことございまして、その再生にかける支援事業だと思うのですが、なぜ再生が必要かなということからすれば、再生可能面積というかそういったものがいまだに形として見えてきていないのではないかなと。つまり、見えているのは、菊栽培、野菜栽培の田尻畑と西戸地区が主であるけれども、総合的に見て農地の再生、それはどういうふうと考えてあるのかなと。

申しますのは、復興予算の中で第一次産業をごらんになってもわかるとおり、農業の復興費というのが非常に足りないと思うのです。今回、政府安倍総理は、農業のことについても重点的に考えて再生を図るといような話をしておりますけれども、それは地域のここまでやりたいという強い要望がないと、なかなか予算獲得というのもできないだろうと思うのです。そういう意味からしては、もっと農業再生にかける南三陸町としての意気込みをもらいたいなど。さらには、TPPの問題で農業者が各地区とも容易な運動を展開していると思うのですが、そういうことからすれば、食の確保といいますかあるいは農業の再生といいますか、そういうことは南三陸町としてもしっかりと守っていくといいますか、そういうことをしていかななくてはならないんでないかなと。

なぜそういうことを心配するかというと、高齢化と耕作放棄地が、震災を受けない面積であっても拡大していくんです。拡大してきているんです。そういうことからすると、さきにもお伺いしましたがけれども、400町歩やそこらではないわけです。そういうところで、土地を持っているからといって、その経営効果が出てこなければ、なかなか農家農民としては容易でないというふうな思いから、この辺をどういうふうに予算獲得して復興に結びつけるかということのお尋ねでございますので、その辺をひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから、さらに分収林の問題でございますけれども、4団体に大上坊、一伸会、新和会、伊里前、こういった人たちでこれを売り払うんですね。そういうことで、復興予算の足し目にするために山林の処分をするというような解釈をしないでもないんですけども、さらに分収の歩合率というか、配分が8・2だというようなお話でございましたけれども、これもいろいろ歩合数の経緯があってここまで来たんですけども、つまり、35年あるいは50年、70年たって分収の販売をするという中での8・2なんですけれども、それにかかってきた分収林組合のコストというか生産費というか、これは並大抵でない容易な話ではないんですけども、そういうところで、こういうものもいま少し携わってきた生産者に歩合率で考えられないかなというような思いもいたします。

それから、若干植林の話をお聞きしましたけれども、森林保全といいますか、あるいは後のやつというんですけども、そのほうに携わる人もこれは高齢者の人たちがいるんですけども、今の若い人たちの感覚で果たして造林をするかどうかなんです。うちのほうでも総会があったけれども、山の総会があったんですけども、植林をやろうという人は今の若い人たちにはないです。だから、そういう意味合いでは、果たして経費をこれから費やしていくということが、見方としてどういうものかなというような思いで、この辺も関連しながら、項目に関連しながらお聞きしたいなというふうな思いでございます。

さらに、93ページの建設課長の答弁では、樋ノ口のほう、あるいは立沢のほうということで、この立沢というところの場所はどこになるんだか。立沢。私が、今なぜ町単で林道の維持補修を質問しているかというのと、再三にわたって、震災に当たって町林道たる箇所、いかに今回役立ったかという場所を考えての予算措置かなというような受けとめ方をしていたんですけども、そういうこともひとつ視野に入れながら、再三みんな質問しているわけですから、そういうところへ復興予算というものはとっていただきたいなというふうに、建設課長、私は思うのです。

あなたは、常に新しい感覚で道路問題については考えていますから、ぜひそういうことを。今まで要望してきたんですから、みんな。議員の人たちは、こういうことをやるべきでないかって一般質問から総括から一切やってきたもの。今、樋ノ口をやらないほうが良いということではなく、樋ノ口も大事にやるべし、それから避難道路として、あるいは対策本部へ通ずる……、そっちで話さない。だれ、質問しているときそういうなには……。そういうことを考えた復興予算であってほしいということの願いから、私はこういう質問をしているのです。その辺、どういうふうに町長あるいは課長は考えているか、お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 農林課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 経営再開事業の瓦れきの現在の処理状況でございますが、ご質問のとおり24年度の事業で大まかな瓦れきにつきましては、おかげさまで大分景観もよくなって、目につくような大きなごみはなくなりました。ですが、実際に営農を再開しようとなりますと、さらに細かなガラスかけとか金属の破片とか石ころとかこういったものが営農に支障となりますので、これらをきめ細かに撤去したいということで、それぞれ農家の方々の仕事として作業していただく計画です。

さらに、今年度、農地復旧事業がそれぞれ入ってまいります。そうしますと、土の表面の耕うんを行いますと、大まかな堆積土の層は別の事業で堆積土撤去はするんですけれども、それでも土の中にかなりのごみや、それかられき、石が入っているような状況でございますので、災害復旧事業の終わった後のさらに石やごみ拾いなどもこの事業の中で行って、実際に生産に入るときにはよりよい農地として使っていけるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

それから、町の予算規模そのものには実際あらわれてこない部分といたしまして、県のほうで行います農地の復旧事業やそれから圃場整備事業、こういったところで、これまで町ではなかった大規模な農地への資金といいますか財源の投入が行われますので、まずは圃場整備されてくるということは非常に容易でない歴史的な事業にもなりますので、それらが遂げられれば町の農業生産におきましても大きな力となっていくのではないかなというふうに期待しております。

それから、分収林の関係で、生産者への利益確保あるいは林業経営の部分で、分収林率の見直しとかそういった部分でのご質問もございました。分収率につきましては、私が承知している範囲では以前は6対4とかという率から、年々経営環境の厳しさから町と林家との割合を見直して現在は8・2まで来ております。これをさらにという部分のお考えも一つかとは思いますが、林業そのものの経営上の改善といいますか改革といいますか、そういった部分への努力を町としても今後一層続けてまいりたいと思っております。

造林につきましては、経営をさらに、町の中での林業経営におきましても、全く造林しないという方針では、今改めて山の多面的な価値という部分が見直されてきておりますので、二酸化炭素の吸収量の問題であったり、あるいはまちづくりのコンセプトとして、自然の循環を生かしたまちづくりというような面からも、造林も条件のいいところは行いながら産業振興を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 林道の工事請負費でございますけれども、先ほど樋ノ口線と立沢線と申しあげました。これにつきましては、現在、暗渠が閉塞しているなど緊急にやらなければならない部分を申し上げておまして、全てこの予算を優先で使い切るということではございません。当然、一般にこれまでやっていたとおりその間の林道もございますので、その辺も含めまして今回の予算を計上させていただいたということでございますので、決して、これまでいろいろな委員さんのほうからいろいろご意見いただいています。それを考慮しないというわけではございません。それらも含めて増額という形で今させていただいているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ただいまの答弁からすれば、しっかりやっていただきたいなと思います。まずもって、復興再生にかけた田畑、田んぼあるいは畑のことだろうと思いますけれども、大まかな瓦れきは撤去されてはあるけれども、目に見えないつまりガラスとか石ころ、危険小粒物ですか。危険小粒物といえ、ごみもまじってあると思うのですけれども、そういうものが土の中に、つまり見えない部分に埋設してあるのも含めて、耕地の再生を図るといようなご答弁だと思うのですけれども、なかなかガラスかけ、石ころ、例えば小粒物の中にはくぎほか鉄くず等々で容易でないものが田畑にはあるんです。

しからは、どうしたらいいかということになるんですけれども、指導の方法としては、農地の再生ということからすれば大きな区画整理をすとか、もちろん集約農地を夢見てやるとか、菊の人たちがやったように、野菜の人たちがやったような耕地の体制、つまり、そういう費用を1億円もかけてやるというのですから、これはそんなにかけたって容易にはとれませんよ。容易にはとれないから。だから、それを土盛りすとか、あるいは基盤整備すとか、そういう形もいいのかというような思いです。

ちなみに、先ほども言いましたけれども、きょうの新聞には、基幹的な農業に従事する人の約40%が70歳以上だと、こういうふうになっているんです。アベノミクス先生が、総理が言ったようにね。さらには、30代以下は約5%だと。どうです、この差。これで農業の再生ができるかということになると、大変だから、そういう前向きな姿勢で基盤整備等々も考えられたらなというように思っています。

さらには、次に移りますけれども、それは計画として果たして適当なのかどうかということだね。これ1億何千万円ですか、1億5,000万円ですよ。大変ですよ。1億5,000万円の予算

とって、このガラスかけ、瓶かけ、まず石ころ。石ころなんか、二宮尊徳先生は「石肥3年」と言っていて、ほかの人に拾わせたそうですよ。石の肥やしになるかもしれないんだ。まず、そんなのは余談だけれども、そういうようなことをよく考えた予算措置をすべきでないかなというふうに思います。

それから、分収林のことについては、今までずっと下げて下げて、できるだけ管理してきた分収林組合等々に配分してきたんだから、これでいいでしょうということなんだけれども、それはそれとしていいと思います。

さらに、町単の林道の維持なんですけれども、さっき言ったように、なぜ避難道路にも結べる、あるいはそういうところの維持補修というか、そういうことに向けられた予算措置が、ここだけでなく林道のやつが工事2カ所もその前にもあるんですけれども、あえてここを今質問しているんだけれども、これは樋ノ口があるから言っているわけではないからね。そういうことで、そういうことも議会で一般質問から総括から、あるいは調査報告からやってきたところをなぜ取り組んでいただけないかということなんです。復興予算というのは、そういうものを使うべきでないかなというふうに私は思います。復興予算です。そういうことに十分目を向けて、ぜひ、復興予算とはどういうふうに予算措置をするのかということのを頭に置いて検討していただきたいなというふうに思います。この点にどうお考えか、ご答弁をいただいて私の質問は終わりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 1億5,000万円という大きい大変高額な予算をかけて農地を、手でごみを拾うというようなことへの効果のご質問かと思います。確かに、機械作業とかそういったものでの効率的なごみの除去という方法も取り入れながら行うんですけれども、一方では、被災した農家の生活を助けるということからの側面での予算でございまして、100%国のほうで被災地への支援事業として設計されたものでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

基幹的農家の年齢の問題、それから農業従事者の年齢、それから次の分収林にもかかわりますが、いずれ農業も林業も置かれている経済環境といいますか経営環境の問題のご質問だと思います。これにつきましては、日ごろ委員からもいろいろご指摘やご教示をいただきながらその施策に取り組んでおるところでございますので、今後もそれぞれさまざまな施策をよく考え、事業に取り入れてまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返しになりますけれども、緊急に暗渠がくわっている場合は閉塞していると。そういう形で、次の災害の発生が予想されるところが先ほど申し上げたところでございます。

それから、林道の維持管理につきましては、定期的にするかそれとも事案が発生してやるかということになりますので、これにつきましては先ほど申したとおり2路線で全て使い切るわけではないと。一定の昨年度よりは増額になっているということでございますので、ご理解をいただければなと思っております。

それから、議員の発言の中に、これまでの中で林道という言葉が出てまいりますけれども、正確には町道と林道2路線でございます。林道につきましてはかなり奥まったところ、後ろが中学校の志中大橋からかなりの部分が町道でございます。ですから、そちらの分につきましては町道で管理するということになっておりますので、その辺はご理解いただければなというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 90ページですか、農業農村整備費という中で19節の負担金補助及び交付金というところで、ふるさと水と土保全事業という補助金ですね、これについてお尋ねしたいと思います。

これ結局毎年助成をもらって整備して稼働しているんですが、この辺もうちょっと整備してもらいたいような場所があったりして、そういうところどうなのかお尋ねしたいと思います。

それから、91ページの林業振興費の中で、12節の役務費、フォレストック認定登録に係る3つの管理登録ですか、さらに定時のモニタリング手数料までの総額480万5,000円ほどあるんですが、これらについてお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つ、最後は92ページの林業振興費の中で19節の負担金補助及び補助金です。これで、南三陸材利用促進事業補助金750万円とあります。この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） もう少し詳しくというようなことだと思いますが、まず90ページのふるさと水と土保全事業でございます。保全事業ということで、こちらは委員もご存じのとおり林際地区のふるさと水と土保全隊という組織に対して出しておりますが、もともと林際の周辺につきましては、さんさん館、それから水車小屋など、あるいは親水公園、そういったところの自然と触れ合うための都市と農村の交流の推進エリアでもございます。そういった

ところの川であるとか、あるいは水路でありますとか農地でありますとか、それら総合的に周辺地域の保全活動を行いながら、町で整備しておりますもろもろの施設、あるいはそういう都市との交流活動を促進させるための地域の方々の活動に支援ということでございます。

これは、県にこの同様の名称の基金がございまして、県からの基金を100%受けて、その予算の中で、県に登録された団体ということで支援を受け継続しているところでございます。これまで、河川にカキ殻からなどを入れて水の浄化活動とか、それから生き物調査を行いホタルの保全活動とか、あるいは川の植物などの保全とか、もろもろの活動を継続していただいているところでございます。

フォレストックの関係で、続きましてご質問いただきました。91ページです。先ほどの当初の説明の中で申し上げましたが、認定登録事務手数料と1段飛ばして定時モニタリング手数料とございます。1項目でもよかったかとは思ったのですが、内容が見えるようにということで個別に予算を今回計上させていただきました。この13万円のほうは、いわゆるフォレストック協会の中でその山林を登録して、どこの町のどこのエリアにどれぐらいの森林が今あるのかというものの台帳管理を行います。それらの事務手数料ということでございます。

それから、定時モニタリング手数料の部分につきましては、毎年ある程度の山林の環境変化などを確認するというので、協会のほうで直接山林を見て、そしてその評価に大きな変化がないかというところを評価するという活動のための経費が、協会のほうに、フォレストック協会加入時にあらかじめ示されている固定的な経費、手数料としてお支払いするものでございます。

そして、436万円の中段の予算部分についてでございますが、実は24年度にドコモさんのほうに購入をいただいた際に、フォレストック協会のほうで、その販売をするためにあらかじめ一旦協会のほうにかかる費用がございまして、この管理登録手数料というものです。これをお支払いした上で、購入をいただく業者さんのほうに代金を支払っていただくというこういう独特の流れがございまして、あらかじめその予算を持っておかないと、購入をしてくださる側の都合で、いつそれまでにその手続を終えたいという場合に間に合わないことがございますので、24年度少しその辺で苦労があったものですから、あらかじめ4,440トン町の中で総量ある吸収量のうちの現在2,000トン販売しておりますので、残りの部分について今回予算措置をさせていただきました。

なお、本来売れる見込みが既に立っているのであれば、それも歳入にそのまま載せるべきところではございますが、まだ確実な見込みまでは立っておりませんので、歳入のほうには10万

円のみ今回存置科目として計上させていただいており、それが確実になったときに今度は歳入のほうにさらに予算をふやしたいと。できるだけ25年度でも同様に販売していきたいというふうに考えております。

なお、計算方法につきましては細かいルールがございますので、それは申しわけございませんが。

南三陸材につきましては、家を建てる全体の木材使用料の50%以上という大まかな枠組の中で制度を立てております。地元材の利用5立方までが20万円、そこから1立方ふえるごとに4万円ずつ増額をしまいいりまして、最終的に全体使用料で12.5立方を超えれば満額の50万円というような制度でございます。現在24年度も申請をいただいておりますので、その勢いで25年度も見通して予算を計上させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 下のほうからいきます。南三陸材、木材のほうですが、今大変詳しくご説明いただきまして、これは全く、本町といいますか南三陸町で木材の活用ということは前々からお話をして、町独自の助成金を出していただいている経過がございまして、これから高台移転が進むにつれてぜひ活用していただきたいということの中で、いろいろ木材関係、あるいはそういった地元の業者、あるいは大工さんとかもろもろの関係の人たちの要望もありまして、活用を今後進めるために、せつかくのこういった補助事業といいますか事業を設置していただきましたので、それをどのように今後町民に対してPRし、あるいは活用を進めていくかということをお尋ねしたいと思います。

私としては、できたら、ほかのハウスメーカーさんのような、あるいはモデルハウスのようなものをどこか1カ所設置して、標準モデルのものをつくって、現物を見せて、そしてPRするのが手っ取り早いのかなと思ったので、その辺のことも含めてお尋ねしたいと思います。

それから、フォレストック、CO2の削減についてはもちろん地球環境というかそういったことで、私はこれは大変有効だと思います。いいと思います。しかし、今後、本町でも初めての事業だと思いますので、今後進めるに当たりましてメリットが本当に出てくるものか、その辺あるからもちろんやってもらっているんですが、今後の方向づけといいますか、そういったことで進めるに当たって、本当にいいところで今後も進めるというお考えなのか、その辺。

それから、もう一つ、水と土の保全隊、水土里公園の親水公園なんですが、私も実は作業で手伝ったことがあるんですが、かなり老朽化してきた部分もありまして、あの辺、震災後に非常に利用者が多くなりまして、いろいろ町民の方あるいは県外から来た方が利用して、あそこ

で休んでおります。そういった姿はとていいんですが、整備しなければならない点も出てきたのかなど。たまに水車がとまったり、修理をしてまた動かしたりするような感じで、もう少し本格的に整備しないと故障が多いような感じですので、その辺どうかなと思ひまして。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 南三陸材の制度の活用ですけれども、現在、地元といいますか町の建築業協会の方々、建築業組合の方々と、それから地元の木材製板所、木材事業所さん、こういったところを通じて的確にすそ野を、新たに建てようという方々に情報が伝わるようにということで、会合を持ちながら情報伝達しているところですが、あとは広報などで町民の方々にも今後は周知しながら進めていきたいと思ひております。

それから、フォレストストックのメリットにつきましては、お金の面といいますか金額的なメリットということはもちろんですけれども、大手の企業が南三陸町に目を向けて、自然環境のすばらしさを評価していただけるということが、今後の新しいまちづくりにおいては貴重な資源といいますか力となっていき得るのではないかなど期待しておりますので、今後も継続していきたいというふうに思ひております。

親水公園につきましては、保全隊のほうで保全活動、この活動費を通じて保全していただいておりますが、大きな修繕を要するような箇所が出てきておれば、それらにつきましては町のほうでも検討したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 木材活用のことなんですが、実は午前中、どちらさんも地区小学校の卒業式で私も行ってきました。その中で、そういった関係者の方々から、町ではそういった活用の方法が、協会そういった関係のほうに届いていないといったようなお話もありましたものですから、そういったことでこれから浸透してくるのかなどは思ひますが、そういった面でPRがもうちょっと足りないのかなど思ひましてお尋ねしたわけでございまして、もっと強力に進めて、これからの高台移転にぜひ地元材活用のハウスで、安全・安心な生活を送っていただきたいなど。そういったことでひとつ推進方、あるいはモデルハウス等の設置をして、そして具体的にそのコストの面あるいは耐久性の面、そういったことをPRしながら、良質材を活用するような方向づけにできればなと思ひます。

それから、CO₂の削減のことについては、これは本当にいいことだと思ひます。我が町で本当に受け入れてよかったなど。ましてや大手のドコモさんですか、そういったことで、これは今後も進めていただきたいと思ひます。

あと、保全隊といいますか水土里公園のことなんですが、実はいろいろやってもらいたいことはあるんですが、こういった震災の後で細かいことを言うのもどうかと思いますが、将来に向けて、あそこは公園という組織の中で一つ足りないものがあるんです。トイレといいますかそういった面で、簡易トイレのようなものでも設置すれば付近の環境も汚染されないのかなと思ひまして、そういったことも含めて公園の整備も考えていただきたいなと思ひます。お願いします。終わります。そういったことで、最後にその辺。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 広報につきましては、先ほど申し上げましたように、住民のほうに十分周知できるように広報活動していきたいと思ひます。

モデルハウスにつきましては、なかなか木材利用率の問題が確かにありますので、地元木材を利用して最も材がよく使われるような工法として、ツーバイフォーという壁にまで地元木材を使った建築方式ということで、まちづくり機構さんのほうで仮設商店街の裏側に今建ててございます。こういったものを一般にオープンして、使ってPRしてくれということで町にも来ておりますので、町側としてもぜひその施設を展示モデルハウスとして活用させていただこうと思ひております。

ちなみに、地元木材のほうをどれぐらい購入すればできるのかということで、製材業者さんのほうから情報、計算したものをいただいておりますが、大体30坪くらいの家でフルに地元材を使ってもらえれば満額の助成が受けられますよという試算が出ておりますので、これもご参考いただきまして、もしお尋ねの方がいれば、お知らせいただければなお大変ありがたいと思ひております。

水土里公園のトイレの問題につきましては、以前にも一度検討したことがございますが、あそこでしっかりしたものをつくるとなれば、水洗トイレというようなことになろうかと思うのですが、管理の問題があるんです。どなたが日常的に管理するか、それからもちろん土地の問題、それから予算の問題といろいろございますので、そのあたりいま一度検討をさせていただければと思ひます。

○委員長（菅原辰雄君） お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

暫時休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時10分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

5款農林水産業費の質疑を継続いたします。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 96ページのさけます資源維持対策費から伺いますが、昨年はたしか沿岸のサケ漁が大変不漁に終わったはずですが、採卵のほうを当初見込んだとおりに確保できたのか、最終的にどうか伺いたいと思います。

もう一つは、現在、サケのふ化場を仮設でやっているんですが、本設の予定はいつごろになっているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 確保した卵は予定どおりでございまして、350万粒は確保いたしまして、このまま350万尾プラスアルファで、アルファというのはほかから輸入してきて放流するという、そういう予定でございまして。

それから、本設のほうに関しましてですが、24年度の予算を25年度まで繰り越していただいた部分がございますが、これに関して新たな本設のための水源の調査と、それから基本設計の委託料に関してですけれども、それを25年度の早い時期に終えたいと、こう考えております。ですから、その後、実施設計をして建設という形になろうかと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 350万粒、たしか前年度は500万尾ぐらい放流していたと思っていたのですが、ことしは350万粒で当初そういった予定だったんですか。いずれサケ漁が、震災後だんだん不漁が続いてきておりまして、多少海の環境が変化したせいもあると思うのですが、このままだとどんどんじり貧で先細っていくのかなという、そういった危惧がなされるものでありまして、本設を早く完成させるのが一番ですけれども、最悪おくれそうな場合は仮設でももうちょっと増設するなりして、震災前の実績に戻せるような体制にとってほしいと思うのです。そうしますとあれですか、25年度中には完成できるというそういう捉え方でよろしいですか。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 私どもの持っておりますふ化場の規模が先ほどの数字でございまして、近隣のふ化場のほうから卵を譲っていただいて500万尾ぐらいを放流したいと考えておりまして、今年度もそれに近いぐらいを放流したいと、こう考えております。

本設のほうの関係でございますけれども、25年度中というのは少し難しかろうと思うのですが、といいますのは河川堤防等の関係もありますので、どうしても川の近くとなりますと、その辺の協議なり次第ということになりますので、25年度以降に本設の工事ということになるのかと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 星 喜美男委員

○星 喜美男委員 よく言われますように、水産業の復興なくして町の復興なしと言われるように、ぜひできるだけ早い時期に本設でふ化放流が安定してできるように体制を整えてほしいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 96ページの漁港建設費の17節、先ほど説明があったわけでございますが、課長の説明が余り早くて地名が書き取れなかったんですけれども、後でゆっくりとまた言ってもらえば。

それで、防潮堤の用地購入というようなことで、面積が6.7ヘクタールですか。それで、おのずと計算すれば単価は出てくるんだらうと思いますが、単価はあくまでも平均であって、その地区地区によって単価は違うのかなと思っているんですが、その辺あたりもちょっと聞かせていただきたいなど。

それで、これは漁港建設費ですので、漁港内に防潮堤を整備するということによろしいのか、どうですか。県ですと土木と漁港と縄張りが違っているようでございますが、町の場合はどのような扱いをしているのか。

それから、今、前者が申し上げましたようにさけます放流事業、この放流事業は500万粒を予定していると。350万粒プラスアルファ。今、飼育委託をしているんですが、飼育能力というのは幾らぐらいあるのか。

それから、その下の海洋資源開発推進費ですか、海洋資源というと何か油とかガスとかでもやっているのかなというふうな、そんな勘違いでもしないわけではございませんが、先ほど潜水等で何かをやっているんだらうと思いますが、潜水して何をやっているのか、その中身を聞かせてください。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、3点ほど質問がございましたので、一個ずつお答えをしていきたいと思っております。大変早口で申しわけございません。

今回考えておりますのが、災害復旧で対象とならない防潮堤の場所でございます。当然、原

形復旧でございますので、既設の防潮堤がない場所、ない漁港もございますので、それから延長的にふえる部分もございますので、それらが今回この対象となっております。10港でございます。北のほうから田ノ浦漁港でございます。それから石浜漁港でございます。それから稲淵漁港、それから館浜漁港、荒砥漁港、平磯漁港、津の宮漁港、藤浜漁港、長清水漁港、それから寺浜漁港の10港になります。それぞれ先ほど申したとおりこれまで防潮堤がない箇所、それから若干高さが高くなる関係上、延長が必要になった部分がこの10港でございます。

それと、次、単価でございますけれども、基本的に漁港の背後地は住宅地が多ございますので、基本的には住宅の単価ということを前提に考えております。ただ、先ほど委員おっしゃるように、漁港漁港で当然単価の違いがございます。あくまでも一つの目安ということで考えておまして、1平米当たり7,000円ということで今回は計上しております。ただ、実施に当たりましては、またそれぞれ査定といいますか評価をさせていただきまして、実際の単価は決めていきたいというふうに考えております。

それから、設置の場所につきましては、基本的に漁港施設の一つでございますので、漁港区域内の設置ということになります。ただ、この辺につきましては、波打ち際ということにこだわるわけではなくて、当然漁業活動もございますので、その辺を考慮しながら、地域の皆様と設置場所については協議して決めていきたいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） サケの稚魚の飼育能力でございますが、私どものほうで応急復旧した仮設の部分につきましては、350万尾ほどが適切だろうと、こう考えます。それで、実は昨年度、欲張りまして500万粒ほど入れたんですが、多いとどうしても生存率がよくないものですから、ことは少し下げました。その下げた分は、今度、内陸のほうでふ化した稚魚を持っておられるところがありますので、そちらから買ってきて放流しようと、そういう考えでございます。

それから、海洋資源開発費の関係でございますが、どういうことをするかといいますと、震災前と比べますと、震災でかなり湾内が荒れたものと思われまして、特に海藻の付着状態です。これらの海藻の付着状態がどうなっているのかとか、それからプランクトンの状態がどうなっているのかとか、それらを実際に調査しております。ただし、調査するに当たりまして、これまで直接自然環境活用センター等でやっておったのですが、今機能がございませんので、実際にやる部分に関しましては、後で出てまいります緊急雇用創出事業のほうで、その専門会社のほうに委託してそれらの業務をやっておまして、あわせて、ここに揚がる魚等の放射能

検査も一緒にやっております。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ目の防潮堤であります。漁港内に建設というようなことではあります。それであればなおさらのことなんです。防潮堤整備が叫ばれてずっと来たわけですが、昨年、一般質問の中で防潮堤についてちょっと触れたんですが、そのときには寝た子を起すようなことと申しますか、さわらないほうがいいみたいな、そんな町長の答弁です。ここで今余り議論すると前に進まないからというようなことで、その場はその場で済ませたのであります。その後、我が町の中においても、防潮堤整備に対して数カ所、数人の中で異論が出、そして請願も出てきたというようなことで、議会ではそれを採択したというようなことではあります。今思うに、この防潮堤において十分な議論がなされたのかなと、今そう疑問を感じているわけですが、町長どうですか。今までずっと来て、防潮堤に関して町民と町との間で十分に議論が尽くされて、そういう結果で今こう進んできているのかどうか、その辺あたり町長はどう考えておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、サケ・マスについてでございますが、施設をふやすというようなことは考えないんですか。これ考えるべきでないかなと思うのです。ことしのサケの結果を見ても、どうも不真面目なサケがいるのかどうか、何か帰ってこないのがかなり目立っているようなわけですので、多くとるにはやはり多く放流しないと、戻ってこないというようなことは誰も考えることではございますので、こういう状況ですから、さらにある程度施設を増設して、そして多く飼育して、できれば頭のいいサケをつくってからに、効率よくしていくべきだろうと、そう思います。それが、我が町の基幹産業である漁業の繁栄にもつながるわけではございますので、その辺も今後考えていただきたいと、そう思います。

それから、3つ目でございますが、大事なことであると思います。これを継続して、そして今後の環境調査を熟慮してからに、いろいろな資産関係の中で情報提供あるいは整備等々にやっていただきたいと、そう思います。今の3点ひとつお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町民と議論を重ねて高さを決めたのかということですが、基本的には多分そういう経緯はなかったというふうに思います。基本的に高さを決めた、国県が主体となって決めてまいりましたけれども、基本的にはレベルワンの津波に対してどう守るかということで、防潮堤の高さ、それからバック堤の高さ等々については、そういうお示しを国県からいただいたと。それとして、町としてもそういう国県の考え方ということについては了解をしたと

ということで、その後、町民の皆さん方にお示しをさせていただいたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） サケの放流の関係でございますが、実は我が町にはふ化放流団体というのが2つございまして、一つは町です。もう一つは、宮城県漁協の志津川支所の戸倉出張所でございます。震災前は合わせて1,300万尾の稚魚を放流しておりましたが、今、戸倉のほうは壊滅状態で放流できる状態ではございません。委員がお話しになったように、今後、本設する分に関しましては、漁協のほうで再開できるかどうか踏まえながら、その分の震災前のレベルに戻すぐらいの規模のものをつくりたいと思っておるんですが、実は伏流水を使うものですから、地下水を使ってふ化放流するものですから、水の確保が一番の問題でございまして、1カ所でできるのか、さらに2カ所ぐらいに危険分散のようにやってやるのか、それらの基本設計と水源の調査を先ほど申しましたように25年度までやりたいと、こう考えております。

それから、海洋資源の開発推進の関係ですが、先ほど私のほうで、海藻ですとかプランクトンの調査を私どものほうでやってはおるんですが、私どものほうだけで詳しい知識を持っておるわけではございませんので、関係する団体ですとか、あるいは大学の関係者だとかと連携してやりながらこれらの環境調査をしております。でもって、今のところわかっておりますのは、かなり津波でもって海の底が洗われたということだけはわかっておりまして、去年まではまだ残っておった栄養源が、湾内の半分くらいからはほとんど栄養源がない状態だそうです。栄養源がないといいますのは海藻の育ちが悪いということですので、ですから、ことしの内湾のほうのワカメの色落ちだとかもそれに起因するのではなかろうかなと私のほうでは思っておりますが、さっき申しましたが、専門的な分析となりますと関係機関と一緒にやらなければならないものですから、これらの基礎データを集める活動は地道ですけれども、今後とも続けていくべきだろうと、こう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ目、町長ぜひ、これから整備に当たってまだ時間もあろうと思っておりますので、気持ちはわかるんです。ここで余りごたごたすると進まないから、できればなというような気持ちはわかるんですが、町民と議論に議論を尽くした上で、納得の上で高さを選定、そして整備するべきだろうと、そう思うので、今後の議論の場を設けるべきであろうと。そしてまた、熟慮した説明が必要であろうと、そう思います。

それから、サケですが、とにかくさっきも言ったようにどんどんまいってください。放流して

ください。それよりほかありませんから。

それから、開発推進費ですか、これは継続していくべきだろうと思います。課長の言うとおりですから、どんどんとそれやってください。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 私は、前者に、先ほど農業振興等について伺ってございました質問と重複するかもしれませんが、88ページの19節負担金補助及び交付金の中の耕作放棄地対策事業補助金、この中からまず1点お伺いします。

この耕作放棄地の補助金は、例えば水利組合等という組織で耕作放棄地を解消するために継続をされておる、歌津地区にもあるんですが、これらの維持補修工事に必要になってくる点があるわけですが、箇所があるわけですが、これらの組合等への対象とはならないのか。この補助対象とはならないのか。この1点。

それから、92ページ、委員長、実は何点かに質問が分かれているんですけども、3点まででしたっけ。

○委員長（菅原辰雄君） はい。

○山内孝樹委員 それでは、92ページの林業振興費、13節の中から3点ほど、これを1点とみなしていただきたいと、このように思います。

森林病虫害等の防除事業委託料、ことしは例年ですと3ヘクタールほどやってきたかと思うのですが、今年度の面積をどのくらいに充てておるのか。

それから、先ほども質問のありました、その下の町有林保育作業委託料というところで1点。造林についてこれも重複しますが、今年度は3ヘクタールということではありますが、前年度も3ヘクタールほどでした。毎年この施業計画を立てた中での面積となるのか、この点を改めて伺いたいと思います。

それから、その下の19節の負担金補助及び交付金の中に出てきます南三陸材利用促進事業補助金、これは先ほどの答弁ですと、上限額を50万円として地元産材の活用をして推奨するということでしたが、この地元材は製材所等、一般質問でも伺ったのですが、例えば製材所はいいんですけども、個人と個人の売買と、あくまで森林組合が窓口としてこれを取り進めていくのか、この点をお伺いしたいと思います。

そして、その下に出てきます分収林の分収交付金、先ほども前者に対してのお答えをされておりましたが、残った木がほぼ伐期の同じ時期を迎えているかと思うのですが、南三陸町の残る分収林の面積はどのくらいになっているのか。わからないかな。であれば、後で結構

です。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 耕作放棄地の補助金制度でございますが、ご質問にあったような、いわゆる集落的に耕作放棄地を防止する意味での取り組みとしてされているのであれば対象となり得ると思いますが、個別に具体的なご相談をさせていただかないと、多分予算的な規模やら今後の営農の見通しなども含めてありますので、これは個別にご相談をさせていただければと思います。制度的には考えられます。

それから、病虫害の予防と面積ですが、今年度は18ヘクタールほどです。場所は神割、ひころの里、尾崎、田束などの地上散布ということで計画しております。これは、昨年も同じ面積でございます。

それから、造林の……（「作業委託」の声あり）そうですね、これはおおむね3ヘクタールをめどに造林を計画、たまたま同じ数字かもわかりませんが、大体おおむね予算的な規模を見ながらこれぐらいを計画しております。

それから、南三陸材の個人と個人の関係でございますが、考え方としては地元材の有効活用という観点での制度づけでございますので、内容が明らかで、ただ材料そのものの使い方、一応合法材ということにさせていただいておりますので、出どころは多分伐採許可などで確認はできると思いますが、具体的な事例を見ながらこれも判断をさせていただくような部分があるかと思えます。

分収林の関係ですが、今、森林組合に臨時雇用を使つての分収契約の再交付といいますが、流出したデータの作成作業を今している途中なものですから、数値については申しわけありませんがお答え今はできません。よろしく申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 まず1点目ですが、耕作放棄地の補助金の対象になるということであります。

あるでしょうけれどもね。実は昨年、建設課長と参事と、歌津地区の耕作放棄地を守る上での水利組合の水路等で老朽している点を見ていただいたんですけれども、その後、組合長等にその内容を伝えられているかどうか。私はまだ聞いていないのです。伝えましたか。見ていただきましたよね、現地を。記憶にあるでしょう。去年の。その際に、これが対象になるのかということで見ていただきました。建設課長もおいでになりました。その後の報告はしてありますか。例えば対象になるかならないかという報告はまだ私聞いていないのです。その規模もあるでしょうけれども。改めてその点を聞きますけれども、年間に取り組める範囲というのはある

んでしょうけれども、あの地区のそういう老朽した維持補修等には対象とならないのかどうか、改めてもう一度伺います。

それから、保育事業と流失をして確認ができないという分収林、伐期を迎えて結構な面積になるかと思うのです。ですね。それで、施業計画で行える範囲というのが造林は3ヘクタールですか。それが前年度とほぼ同面積であるということでしたが、なかなかこの造林が追いつかなくなるのではないかと懸念されるところがあるのです。その点をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、森林病虫害の松くい虫の事業は18ヘクタールということでした。これと南三陸材利用促進事業の補助事業、上限50万円としてということで今説明を受けましたが、往々にして以前に町長にもお答えをいただきました。杉という捉え方、そういう捉え方をされるかと思うのです。その点、町長は地元の松やヒノキももちろんそれに含まれるということでありましたので、私もそのように解釈をしているんですが、この松くい虫の事業は、私が言うまでもなく民間は対象外ですよ。そうですね。民間。例えば私有地、私のうちの松くいが発生した伐倒駆除もしくは樹幹注入ですか、そういう対象外となりますね。そうすると、私もこれ一般質問で聞いたとおり、林業の地元の再生に結びつかないのではないかと、このように思うわけがあります。これらの拡大防除策というか、そういうものは考えられないものか、改めて参事にお伺いをいたします。

あとは、南三陸材の事業は今申し上げましたとおり、お伺いをしたとおり、松、杉ばかりでなく、地元産材全てが入るものと解釈してよろしいのですね。南三陸材の杉ですか、やはり。言えないかな。ちょっと気になるところだったので、もう一度その点を答えられる範囲で結構です。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） たくさんございまして順番うまくお答えできるかあれなんですけれども、まずもって水路の関係、確かに現地ご案内いただいて拝見してきました、その箇所という想定がなく、先ほど対象となり得ると思いますという回答をさせていただいたんですが、予算規模的にその現場を確認した際に、私のほうの判断としましては、こちらの手持ち予算のこれぐらいの規模の中では、ちょっとできる規模ではないなという思いがあったものですから、建設課のほうの新たな農用地の水路整備として、年次を追って整備を進めていきたいと思いますということでの一定の回答が出たと思っていたものですから、あそこにおいでいただいたお名前ちょっと忘れましたが、代表者の方にそういった回答でのお答えをさせていただきました

ので、今後見守りながら、町の農業予算といえますか水路整備の予算などでの対応かなと思っておりますが、もしこの予算の中でどの程度可能なのか検討させていただいて、可能であるならばこの事業の中で、この予算の中で考えてみたいと思います。検討させていただきたいと思います。

それから、伐期になったあれですね、造林が追いつくのかというあたりのご質問がございましたが、確かに今分収林を含めて、あるいは個人を含めて、伐採している面積量に対しての造林面積はほんの一部ということに比率的にはなっていると思います。今後も含めて、それが追いつくような造林というのは、現状の植えた木そのものが経済的な価値としてなかなかすぐには見通しが立たないような状況ですので、それに追いついていくのはかなり難しいかなと。したがって、造林する場所は道路のすぐそばとか、あるいは成長がよかろうと思われるような場所とかを選定しながら、なるべく生産性の高い造林方法をとっていくことかなというふうに思っております。それ以外の土地の部分につきましては、天然枯死を含めて雑木の部分も出てくるかもしれません。できるだけ努力をしていくということで考えております。ことしも素材生産とか分収林の収入などの収益と照らし合わせながら、一定のバランスを見て考えたつもりでございます。

それから、松くい虫の民間の山への部分なんですけど、もうご承知だとは思いますが、森林整備計画、施業計画の中に組み込まれた中での計画のある森林に対する補助制度になってございます。かなりの補助率を期待して、できるだけ松くい虫の伐倒をするわけなんですけれども、民間の部分につきましては確かに課題でございます。そちらから虫が発生すれば、いずれ同じことが延々と続くということでもありますので、これらにつきましては県のほうとも何がしかの制度利用ができないか協議をして、検討させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 南三陸材の上限補助50万円とする補助金の中の種類ね。

○産業振興課参事（高橋一清君） 杉材という想定で実は考えておりました。ご指摘いただいて、ほかの材も含めて南三陸材ではないかというようなお話だとは思いますが、とりあえず人工林の中で造林したものとなれば松もあるということになります。このあたりも今気づかせていただきましたので、制度的な組み立て、実は県の補助事業とも連動するような制度にしてございましたので、そちらとの兼ね合いも含めてこれも検討させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 耕作放棄地等に当たっては、限られた予算、補助金の中で取り組むしかない

ということで、可能な範囲でもしのできるのであればその受け入れをしていただきたいと。耕作放棄地にさせないように皆さん取り組んでいらっしゃいます。以前はポンプ等の大変な思いをしたんですけれども、町のいろいろ助成をいただきまして今もって組合を継続しているわけでして、組合長さんの名前がわからないといった、固有名詞を出していいのかどうか、一応はならば申し上げておきますけれども、先ほど樋ノ口、樋ノ口としつこく質問しておった前者、同僚議員おりますが、樋ノ口の山内興三氏という方であります。（「いらっしゃいますか」の声あり）おります。一緒に行きましたね。山内興三氏という人。樋ノ口の方であります。これは、ひとつそのように取り組んでおるので、ぜひとも積極的に可能な範囲で支援をしていただきたいと、このように思います。

次に、造林等は全くこれは参事の答弁のとおりでありまして、かなりこれから拡大するのではないかという懸念をされるところでありますが、改めて保育事業の中で伺いました。できる限り、民間もそうですが、植栽はなかなかおぼつかない時代を迎えてしまいました。森林の再生ということで手厚い今後の支援があればと、このように思っております。そこら辺を検討していただきたいと、このように思います。

また、松くい等のお答えであります。実は私が言うまでもなく、参事も知ってのとおり、1本2本と古い木に限って、大変いい木に限って松くいが巣くうんであります。この1本2本と出てきた際に、それが1本2本と伐採するのではなく、全伐にならざるを得ない状況に追い込まれておるのが林家であります。そういう点を含めて、伐倒駆除、樹幹注入等の事業を取り入れることはできないものかどうか、そういう点を思って伺った次第であります。できるなら、もう一度この点についてはご答弁をしていただきたいと、このように思います。

また、南三陸材の利用促進事業は杉オンリーということで答えられましたが、南三陸町には、町長は美林という形容で話されておりましたが、木というものは倒してみないとわからないと。そういうことで美林はいいんですけれども、杉は結構なんですけれども、ヒノキほかいろいろこの南三陸町には誇れる木がございますので、そこら辺も林業の再生ということで大いに取り入れてみてはいかがかなと思いました。

ただ一つ懸念する点は、生産履歴というものがありますよね。それで、確かな信頼のもとに地元産材を利用できるかと思うのですけれども、かつては許される時代があったんですけれども、南三陸町になる前の歌津で結構です。歌津の木が、秋田にセールスということで持っていきまして、それが秋田杉に変わったという、極端に言うともうそういう時代があったんです。今はそういうことはないと思うのですけれどもね。ですから、古木ではないにせよ、使われる樹齡

というのは五、六十年ですか、そこら辺だと思うのですけれども、地元材、どこからか持ってきたものかが入りまじって南三陸材とならないような、そのような取り組みをされるべきではないかなという懸念される点を一言申し添えておきます。あとは答えられる範囲で、今順番が狂いましたけれども、可能な範囲でお答えをいただきたいと、こう思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 南三陸材への杉に限らずというところにつきましては、前向きに制度を検討させていただきます。

民間の山の松の樹幹注入の部分につきましては、なかなか樹幹注入費用が非常に高額な予算もかかりますので、現在制度の中で思いつくものはないんですけれども、例えば貴重な名木指定といいますかそういったものを受けて、個人のものであっても例えば管理、保護する必要があるとか、そういった部分の位置づけとかがある程度公の目的として立つものであれば、あとはその制度の中でどこまでできるかという部分を検討させていただく余地があるのかなと思いますが、現在のところはそういったところまでのお答えにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか、そういったことで。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 農林水産業費、非常に本町にとってはこの3つが、我が町の基幹産業である重要な内容ですので、農1つ、漁1つ、林1つ、3点ほど伺いをしたいと思います。この3つは私の職業でもありますので。

まず、サケ・マスの関係ね。課長さんお疲れのところ申しわけありませんが、これは町長に私は問うのですから。あんたにも問うけれどもね。町長、この施政方針、予算は町長の施政方針に沿った予算をとらなくてだめ。これが反映しなくてないのです、予算に。そして、いろいろ私は調べたの。サケ・マス、ここに書かれているんです。非常に立派な文句が書かれている。「シロサケふ化場の設計業務に取り組んでまいります、単に失われた施設復旧にとどまらず、新たな価値を付加するため衛生管理」、いろいろ立派な字句が並んでいる。ところが、予算が、ふ化関係の予算も見えないと。この辺について、どういう考えで述べているのか。

それから、課長さんには、350万粒は生きているのか、それとも卵で350万粒なもんだか。今、350万粒が稚魚として発育しているのかどうか。何万粒ふ化して、何万粒をなにして、発育これ100%でないから。何ぼ優秀な卵でも、精子いいものをかけても、なかなか100%ではありませんので、シロサケは私は60%ぐらいだと思います。ふ化率。そうすると、500万粒もそういうふうになにしないと350万残らないんだから。何万粒をなにして、忘れた。そして350万

残っているのか。350万というのはすごいんだね。それから、例年は500万だと。それも残るのが500万なのかな。それで、今現段階で何グラムぐらいになっているのか。随分放流しているところもありますから。

それから、ふ化場、ふ化、先ほど課長が言ったように、これどこでもかでもできないのです。水が必要だから。そういうことで、3カ所ぐらいなければ恐らくそれだけの規模のものが、2カ所ぐらいでもできるのかね。多いほうがいいんですけれども。それで出なければ、個人でもふ化をやっている人はいっぱいいますから。私もふ化やっていますよ、100万粒ぐらい。私の同僚でも、2人で200万以上やっていると。設備は、稚魚だけであれば500万なんか簡単に出来ますよ。個人でそういう施設を持っていますから。その辺も考える必要が今後あるのかなというふうに考えますが、いかがなものか。これは漁業の関係だね。

それから、簡単にいきます。申しわけありませんが、今度は92ページ、前者もいろいろ質問がありましたが、ここにあるのかな、補助関係何ページだっけ。被災の方々の新築に対する地元材活用ね。これは、50万円を新しく建てる人にはそういうふうに補助をすると。しかし、今大変なのは生産者なんです。材料は幾らでも売れるんですから。幾らでも売れるんですよ。足りないぐらいだから。ただ、単価が安いんです。全くそれは篤と参事さんわかっていると思うけれどもね。それで、生産者のほうに何か支援するものがないものかなというふうに考えるわけですが、何も使ってもらわなくてもいいんだ。同じだもの。どこに売っても、地元で使ってもらっても生産者は同じなんだから。どこへどう売っても。地元材を使ってもらうために、活用するために生産者の恩典が何も無いのです。それらをどういうふうに考えるか。私は、生産者にも両方に支援する何か策があればいいなと思いますが、そういうことをどういうふうに思いますか。今は林業。

それから、88ページ、前者もいろいろ話していますが、瓦れきの関係、負担金補助となっているから。先ほどから説明をしているように農家が大変なので、農業収入が一銭もありませんからね。そういうことで、いろいろな農地に、参事が言うとおりほとんど農地は片づいています。これから表土のないところには表土を入れて、表土が十分あるなと思うところはそれを散らして、それから耕起するんですから。そうすると出てくるんです、どんどん。恐らく起こすたびにいろいろな瓦れきが出てくるから、こういうのは非常に前の方は多いのではないかなというような発言もありますけれども、この程度あってもいいのかなというふうに思います。

それで、いつごろまで完成するのか。15%だ。被災地。やろうとしている面積。だから、大したことないんです。農業をやろうとするのが。ただ、その農地を復興するのが50%って、あ

んたが前に説明しました。50%ぐらい農地として耕すと。その中で直接やるのが15%だ。そこに35%、それらが残る計算になる。それらを貸借で借りようとする人、貸そうとする人が現段階で何人かあるのかどうか、そういうものを進めていったほうがいいなというふうに思います。ご答弁最初をお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） シロサケのふ化の関係でございますが、先ほどもちょっと課長がお話ししましたが、先ほどお話ししたように水がないとどうにもならない話でございますが、水源調査をしっかりとやらせていただいて、十分な水源確保ができた段階でその設計業務に入りたいというふうに思います。いずれ新年度になりまして、そういった財源等の措置はさせていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） シロサケのふ化放流の関係でございますが、350万尾、匹、卵ではなくて、生きてるので放流したいということを目標にやっております、実は今放流の時期を迎えておりますが、ご存じのとおりこのサケの稚魚に関しましては、放流した尾数に対して県のほうで買い上げをします。1匹1円55銭ということなものですから、それで、放流するときには1グラム以上になった稚魚を放流するというので、県の担当課のほうがそこと連絡を取り合って、1グラム以上のものを放流すると。

それで、やり方ですけれども、1匹ずつ350万尾を数えるというわけにはまいりませんので、20匹前後を、おおむね20匹ですけれども、その重さをはかって、そして今度はそれで平均1匹の重さが幾らだと。それから、今度はたもで1つはかって、これでそうすると重さが幾らでという形で、最終的にはあくまでも推計なんですけれども、それで350万尾を、1グラム以上のものを放流するという、そういうようなやり方をしております。これは買い上げになりますので、ある程度その辺は県の担当者と私どものほうで、そこはごまかしのない、最終的にはごまかしもなんですけれども、そういうふうなやり方でやっております。

○委員長（菅原辰雄君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 失礼いたしました、お話ちょっと追加させて……。時期的には、先ほどお話ししたように水源調査がしっかり終わってからということになりますので、それは新年度ということになります。ただ、予算が140ページ、復興事業で入っております。140ページの一番下の委託料、そちらのほうに計上してございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 木材価格が低いということから、生産者にとってもいい策をというようなご質問についてでございますが、本当に難しい部分でございまして、農産物、林産物いずれも、要するに輸入されてくる物産との価格競争という中にあってのこういう価格の低迷なものですから、正直その直接的な策というのはなかなかお答え出すには難しいのですが、今後少しでも個人の林家の方々にとっても利益につながるよという部分では、これから取り組もうとしておりますが、森林・林業再生プランということで、要するに山に路網整備をどんどん進めていこうとする事業でございます。これには、小規模の林家も計画に加わっていただきながら、それがもし進めば木材の売り値が上がるというよりは、それに係る生産コスト、搬出コストが相当引き下げられていく期待が持てるということでございます。そういった取り組みの中で一つ一つできる努力をしてまいりたいと考えております。

それから、農地の復旧のいつ完成するかという部分につきましては、災害復旧事業で25年度ですから、今年度と申しますか25年度中に完成をする計画で県のほうで進めてございます。いずれも県の事業ですので県の計画どおりいけばというお話になりますが、圃場整備のほうは26年度にまたがってしまうだろうと思っております。ただ、事業の完了と申しますと、実は換地業務まで、そして登記するところまで全ての完了を言いますので、そうなりますと27年度末までかかる見通しでございます。

これらの農地の活用につきましては、現在計画づくりをしている、最も進んでいるところで圃場整備の地域ですけれども、それぞれの圃場整備地域の中で、その整備した農地をどのように活用していくかという部分は話し合いで今進めているんですが、恐らく先ほどおっしゃった15%程度の、あるいは10%程度の方々が代表的に大まかにやって、そして小規模でやりたいという人たちが残りを使っていくような、そういった方法で全体面積を有効活用していく計画を立てております。5カ所それぞれに今計画立てが進んでおりまして、これらについては計画がないと承認になりませんので、少なくともその話し合いの中での一定の計画はできる予定です。圃場整備以外のところにつきましては、3カ所ほど今話し合いが準備進んでいるところでございます。まだ完成はしてませんが、今後進めていく予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 シロサケの関係ね、予算が復旧費でとっている。7,500万円ということですが、7,500万円の予算をとっているんだ。シロサケ復旧費ね。その設備で幾ら生産できますか。7,500万円の施設で。経費とんでもないかかるんですよ。ふ化施設は。できるだけ多

くという声がありますので、シロサケについてはそんなところ。

私さっき忘れたなにかって言うやつ、受精です。それ忘れてね。受精卵。受精を幾らして、幾ら発育しているのか。今、何グラムになっているのか、それを聞いたの。あんたが語るそれは、まだ見ないかなんだか。サイズです。

それから、はかり方。20キロで足りないんだもの。やっぱり3回も4回もやるんだから。私は専門にやっているからね。1回はかってわからないからね。放流は、どんどん進むんですよ。ハゼが襲うんだ。そういうことになってくると。この南三陸町はね。できなければ応援してもいいなど、こう思ったりしているわけですがね。今は漁業。

それから農業の関係ね。大変な仕事でしょうが、どうかひとつ、不眠不休という言葉は町長は得意で使いますので苦労はかけますけれども、なるべく寝て、そして不眠しては体に悪いので、寝るぐらい寝てやってもらいたいというふうに思います。

それから、1つ農業のほうで戸別補償、どこだかあったね。中山間地域等直接支払交付金、これが民主党の制度なんだけれども、今でも変わらずこれが続いているのか、続こうとしているのか、これは新たに今申しわけありませんが質問しているわけです。どういうものか。

それから、生産者、林業の関係ね。難しいけれども、そういうことですので、町長はおわかりですか。生産者はひとつも恩恵がない。生産者は。使うほうはいいですよ。それから、物が売れないのではないんだから。飛び売りなんですよ、今。どんどんどんどん幾らでも。単価が安いから。それで、生産者はもう、本当に10町歩売って200万円しか入らないんだから。そういう内容ですので、そういうことであれば平等性からいっても林業は今何もないんだ。林業家にはそういう材料が。材木は売れるんだから。そして生産者には何もない。農業者にもいろいろありますよ、漁業者にもいっぱいありますよ。林業家は、とんでもない木を津波で失っていますよ。それらも独自に何か補助制度を考えていただければいいなと思います。その辺を何か考え、どう考えるか。二、三点、答弁願います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、シロサケの関係でございますが、委員がおっしゃるように受精卵そのもののふ化率といいますのは、ふ化する率ですね、私らのほうは大体7割から8割を目標にしておるものですから、受精卵数そのものは650万粒ぐらいを確保しております。ご存じのように10月の中旬から12月の中旬まで受精させるものですから、時期によって違いますが、1グラム以上になったものしか放流できませんので、今放流が始まっているんですけども、1グラムを超えているものと若干下回っているものと、そういうような形でやっており

ます。

それで、今度設計委託の関係でございますが、先ほど町長申しましたように、140ページのほうに後であるんですけれども、シロサケのふ化場の設計委託は約3,100万円ほど見ておまして、それで、私、高橋委員のときにもお答えしたんですけれども、実は震災以前は漁協のほうもふ化放流しておったんですが、これが再開できるかどうかまだそちらのほう結論が出ておりませんので、ですから、もし漁協のほうができないとなれば、その部分も含めて町のほうでやらざるを得なくなるんだらうかと、こう考えておるんです。

ですから、この設計の中にそれらも含めて設計をしなければならないことと、それから委員ももちろんおっしゃっていますように水がなければできないんですが、従前は水がいっぱいあるものと思って水量調査をしておったところ、なかなか一気に1,000万尾以上を飼育できるというような水量というものが見つからないものですから、これを2カ所もしくは3カ所まで分散すると管理が大変なものですから、管理上は1カ所のほうがいいんですけれども、水の量の関係とそれから危険分散という意味合いもありますので、できれば2カ所ぐらいに分散したほうがいいのかということ、その辺のところは新年度この予算をもって設計だとかに反映させていきたいと考えておまして、どれぐらいの能力でやるのかといいますと、震災前は漁協と町と合わせて1,300万尾を放流しておりましたので、少なくともそれと同等の規模のふ化場を再構築したいと、こう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 中山間地域等直接支払制度につきましては、新しい政権になりまして制度が変わるという情報はございませんので、恐らくそのまま継続されていくのかなと。仮に金額の見直しとか若干の制度の調整はあったとしても、大枠の制度は変わらないと思います。

集落で高齢化していて、どんどんやめていくような人たちが出てきた場合に、それを集落の中で誰かが耕していくというような制度ですので、そういった意味では効率的に、高齢化していく中でも集落の農地資源を維持できる制度ということで持続されるものと思っております。

林業の補助金という部分につきましては、直接的になかなか全国的にもそういった部分というのは、それで林家の収入を補うという制度自体は聞き覚えがないんですけれども、先ほど申し上げた路網をきちっと管理さえすれば、小規模でも一定の、今までのように全く収入が出ないという林業から幾分なりとも利益が出てくるような、そういった制度といいますか取り組みをしていこうという国の制度でございますので、そういったものをとにかく駆使しながら、個

人の山林も維持できるように努力していきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ぐるっと回ってない場合は質問がよいということが許されておりますので、質問させていただきます。

1点だけ聞きたいと思うのですけれども、88ページ、前者も聞きましたけれども、耕作放棄地の対策事業補助金ということで、たった100万円しかとっていないんだけれども、前にもお聞きしておりましたけれども、耕作放棄地たしか420から450ぐらいになっている。今ころ450ぐらいになっているかもしれない。つまり、耕作面積の半分ぐらいには耕作放棄地としての対象耕作地があると思う。

そういう中で、前回、優良田園住宅制度ということをご提案してみたいんですけれども、つまり、耕作ができない場合には、土地つき宅地の造成をグループ化して生かされないか。つまり、土地つき宅地とあわせたやつを耕作放棄地の解消策にできないかということのお尋ねなんです。そして、それが国とか県で助成してくれるという制度ですから、そういうものを……、例えば入谷の事を考えもあるんですけれども、被災者の救済にいかにか尽力したかということ、町長にもお褒めをいただいたんですけれども、入谷地域は一握りのおにぎりから始まって被災民に対応したということは、私もそのことは存じているわけです。そういうおにぎりを生産する田んぼ、あるいは大豆を生産する畑、そういったものが耕作放棄地として耕作面積の半分ぐらいは恐らくなっているわけなんです。そういうところも、今回の震災で制度を活用して助けられるところを助けておく、そういう考えで耕作放棄地を解消する。このことについて、町長あるいは担当参事にお聞きしておきたいと思っております。どうぞ。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 事業的なことだけご説明をさせていただきます、その次に町の考えがもしあれば回答を続けさせていただきたいというふうに考えております。

優良田園住宅地ということでご質問いただいておりますけれども、基本的には町で土地の利用計画を立てまして、その中で一定の区域を設定するわけです。その中でもし宅地を建てる場合であれば、最低の宅地の面積と建蔽率を決定しておく。ですから、例えば関係ない人が行っても、その宅地を持つとなると、例えば普通は150坪から300坪という例が多いようございまして。宅地を持つのであればそのくらいの敷地を買う、取得していただいて、そこに建蔽率が30%ですから、平場ですと45坪ぐらいの家を建てると。最高で。そういう制度でございまして、そこに農地をつけるかどうかというのはまた別問題でございまして、これを町がやったか

らといひまして国からの補助が来るかというのと特に来ません。特にございませんで、宅地を求めた方に農地をつけるかどうかというのは、またそれぞれ町が考えることございまして、義務づけられてはおりません。

それと、もう一個、農振農用地を除くと、対象にしないという形でやっていますので、まずもって農振計画を見直さなければならないという問題がございまして。当然、農地として使わない地域という設定になりますので、そこは慎重にやるべきだと思います。将来的に農地として使えないということを前提に考えていくようになりますので、ここはひとつ議論が必要ではないかなというふうに考えております。簡単でございますけれども事業の概要でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ただいまの説明ですと余り望み薄なんです。例えばさきにも申し上げましたけれども、松島とか柴田でやった場合には、国の造成に対して、国県の制度であるがゆえに、国県ではその補助率を考えますという話を聞いているわけです。ないわけではないんです。この辺は今の答弁と食い違うところなんですけれども。

そういうことで、しからは農振地域。農振地域であっても耕作をしない分に、今、現況課税だというようなことがあったので課税されているんです。そういうことからすると、何かその救済策がないのかということの中で、こうした制度がもしあるならば、松島とか柴田町で被害の大きかったところで受け入れてやっているんですから、それは造成に対しては補助率もあるんだということを聞いておりますから、この辺の今の答弁とも私の食い違いがあるんですけれども、もしそういう補助率があつて耕作放棄地が解消されるならば、あるいは土地持ちの人たちがそれで救済されるならば、そういう方法も考えていただきたいということのお願いの今質問をしているわけなんです。

本当に補助率もないし、農振地域である場合にはその対象にはならないと。農振地域をしかれば除外した場合にはそれができる。立派に耕作しているところでさえ、今、入谷地域には農振除外をしていただいて建物が建っているわけです。会社も建っていますよ、コンビニも建っていますよ。そういうことができていのに、なぜこの農振地域ができない。農振地域を除外することができないかということなんです。そういうことが本当にできませんか。今まで県の県議団が来たとき、私そのことについて質問しました。農振地域は、今までは農業委員会を通して1年間かかるんですけれども、これを特例でやってもらえませんかというお願いを私いたしました。それが、今は3カ月で農振地域を除外することができています。できている。これがなぜできないんですか。ちょっと考えが違うんでないですか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 農振計画と整合性をとってまいりたいということでございますので、除外できるかできないかといえば、できるかもしれないです。ただ、このメリットといいますのは、普通のサラリーマンの方が農用地の転用をかける場合、一定の制限があると思います。例えば私はサラリーマンでありますけれども、200坪の土地を入谷に欲しいと。宅地として。そのときに、今の制度では多分それが認められない可能性が高いわけございまして、しかしながら、そういう需要もあるということを考えていくと、そういう広い土地を求める方は経済的にもかなり豊かな方だろうと。当然、退職した方とかいろいろいるわけございまして、そうすると、そういう宅地を求めた方は、もし隣に畑があれば、副次的にその農地を借りて耕作することもあるだろうということは予想されます。

ただ、先ほど委員がおっしゃるように、国の補助事業があつて宅地造成ができるかというのと、そういう事業はございません。あくまでも個人が申請をして、それで、この場合、町のほうにその地域がそういう制度の区域かどうか、その制度に基づいて家を建てられるかどうかという認定証を町のほうで発行する義務がございまして。それで、ここのメリットは、その認定証を発行するときにお金が取れるというメリットが町にはございまして。それと、農地が宅地になれば固定資産税が上がるという2つのメリットがあるという内容でございまして。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 納得しがたい点があるんですけども、そうすると、200坪以上の取得者でなければ……、どういうことですか。（「例えばです」の声あり）違う。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 順序からいきますと、町のほうで優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針というのをつくるようございまして。その中で、最低の面積、それから上限を設ける場合、設けている町村と設けていない町村がございまして。そこで大体平均すると、150坪以上というのが平均的な最低の面積でございまして、その規制があると。

それで、サラリーマンの方が150坪の土地を宅地として一般的に求められるかというのと、今の制度ではなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 規制の枠というのがなかなか難しいものなんです。ただ、耕作放棄地が年ごとに増大していくとなったならば、何をもってその農家を救うかということの一つの目安になるのではないかなというようなことでこの件を提案してきたんですけども、耕作放棄地をいかに

少なくするか、それから担い手が減少して、耕作放棄地を耕地化する、そういった見通しは容易ではないんです。人口減少、担い手不足、これはずっと言われてきた。

それから、耕作就農者は60歳過ぎ、70歳過ぎの人たちばかりだから、これを解消して、できれば耕作ができる、あるいは施設園芸栽培でもいいです。そういう団地をつくるとか、前向きな農業振興策をどうやったらいいかということ考えた場合に、耕作者が少なくなってくるといったことだったら、宅地化して、土地つきあるいは庭つきの宅地を求める人に譲りこしして、今の農家の業況を救ってやるということ、そういう救世主にならなくてならないと思うのです。町行政は。救世主に。どういうために人を救うかということなんです。

「被災地でないから、もう少し待ってける」と言うのではなくて、被災地ですよ、入谷だって。いいですか。50人から亡くなっているんです、人は。そういう実態を踏まえた場合に、農地を取得していて税の納入だけ強いられたらどうするんですか。そこを救済してほしい、手を伸べていただきたいということ。そういうことをぜひ復興予算の中で、項目としてちゃんと耕作放棄地の補助制度が上がっているんですから、そういう視点に立ってやっていただきたいなというふうに思います。どうですか、町長。そういうふうにはできないものでしょうか。お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 耕作放棄地の問題については、以前から鈴木議員からいろいろなご提案等を含めましていただいております。現状として、大変担い手の問題等を含めまして抱える課題がたくさんございます。そういった中で何とか解消したいという思いもありますが、ご提案の制度につきましては、大変なかなか鈴木議員のお話のように進まないという状況もございます。そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なければ、5款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、21日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、21日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまです。

午後 5 時 3 0 分 延会